

第百三回 参議院文教委員会會議録第六号

昭和六十年十二月十七日(火曜日)
午前十一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 林 寛子君
理事 杉山 令盛君
柳川 覺治君
柏谷 照美君
吉川 春子君
井上 裕君
山東 昭子君
仲川 幸男君
林 健太郎君
林 道君
真鍋 賢二君
久保 亘君
中村 哲君
本岡 昭次君
中西 珠子君
関 嘉彦君

委員

国務大臣 文部大臣 松永 光君
厚生大臣 増岡 博之君
政府委員 文部大臣官房長 西崎 清久君
文部大臣官房総務審議官 五十嵐耕一君
文部省教育助成局長 阿部 充夫君
厚生大臣官房審議官兼内閣審議官 山内 豊徳君

事務局側

常任委員会専門員 佐々木定典君

参考人

私立学校教職員共済組合理事長 保坂 榮一君
私立学校教職員共済組合常務理事 平間 巖君
私立学校教職員共済組合常任監 宮園 三善君

本日の会議に付した案件

○私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)
○連合審査会に関する件

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○柏谷照美君 この法律の基本的な部分については本会議質問及び先回の文教委員会での質問で徐々に明らかになりつつあるわけですが、もう少し詳しく細部の部分にわたって質問をいたします。

それで、まず私学共済組合法は、できたときから諸手当を含めた給与で掛金を取り、給付をしてきたと思います。また、国共済、地共済は俸給表に基づく本俸で掛金を取って給付をしてきた。それで、同じ本俸、例えば五十万円というような同じ本俸である人を比較すると給付水準というのは一体どのようなようになっておりましたでしょうか。文部省。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のとおり、私立学校におきましては本俸と諸手当の関係が国家公務員あるいは地方公務員におきましては

に明確ではないというようなことがございまして、制度の発足当初から本俸と諸手当を含めたものを標準給与といたしまして年金額の計算をしているというところは先生の御指摘のとおりでございます。具体的にその諸手当がどのぐらいのはね返りになるかといえますものは私も直接に比較したことはないのですが、おおよそ本俸の二割程度に相当するのではないかと、おおよそに推察しておるわけでございます。

○柏谷照美君 諸手当が本俸の二割ぐらいに相当すると。逆に言いますと、この本俸、同じ本俸の人を比較いたしますと、掛金も多いけれども年金の支給も多かったというのが私学共済になりますでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のとおり、掛金もその分だけ多くなり、また年金もその分だけ多くなるということでございます。

○柏谷照美君 今回の改正で国共済と私共済の給付水準というのは同じようになりますでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 御指摘のように、給付の水準の額自体は同じになります。

○柏谷照美君 先回に引き続きまして、施行目前の期間を有する組合員の平均標準給与の算定方法に關して伺います。

私学共済、文部省が国共済に準じた改正案を提案する理由の一つとして給与記録が完全にそろわない者がいることを挙げておられますが、この人数三百十名というのはそれでよろしゅうございませうか。確認したいと思っております。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生御指摘のとおり、一つは旧恩給財団を引き継いだ者、一つは旧沖繩の私学共済組合を引き継いだ者でございまして、合わせて三百十名ということでございます。

附則第十五項でその間の給与は一万円とみなすという規定がありますし、内規もあると思うのですよね。給与記録がそろわないという理由にはどうも私は納得がいけないわけでありませうけれども、その内規というのはどのようなものがありますでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 附則で決めてございまして、旧恩給財団につきましては掛金が一律というところでございまして一万円とみなすというふうなことでございまして、沖繩関係につきましては厚生年金のものを準用しながら考えていくというふうなことで考えておるわけでございませう。

○柏谷照美君 それは附則ではないのですか。そのほかに内規というふうなものはありませんでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) これは私学共済組合法の附則でございまして、この中で書いてありますのですが、「恩給財団の加入教職員であった期間をこの法律による組合員であった期間とみなす場合においては、その期間における標準給与の月額は一、万円であつたものとみなす。」ということでございます。

○柏谷照美君 それ以外には何もないという御答弁だということに伺っておきますが、私学共済はそれでよろしいですか。

○参考人(保坂榮一君) それでよろしゅうございます。

○柏谷照美君 現行の年金算定方式というのは三通りありまして、有利な方法をとるということが出来るようになっておられると思っております。その方法というのを説明いただきたいと思います。そして、それぞれの方法によって受給をしている人たちの比率、おわかりでございませうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 現行法におきまして

は三つの選択を見ておきます。

一つは、退職前一年間の標準給与の月額によるものという点がございいます。もう一つは、退職前三年間の給与の月額というものでございいます。それからもう一つは、退職前全期間を平均したものの、この三つでございいます。それで、いずれもこれは実績に基づいて行っているという点でございいます。ですから、そういう点におきましては厚生年金とは違つて、厚生年金の場合にはこれにつきましては一定の見直しということで過去のものの給与を見直していくというようなことをやっているわけですが、その点が違つていうことでございいます。

そういうようなことがございいますものでございいますから、退職前一年間平均をとっておられる方、これを五十九年度に退職した者の退職年金件数で見ますと、全件数が千五百四十九件ございまして、そのうちの九七・九％が退職前一年間平均、退職前三年間平均が三十三件、二・一％、それから退職前全期間といふものは、給与実績をとっている関係で現在はそういうものは五十九年度の退職者については全然ありません。

以上でございいます。

○柏谷照美君 厚年方式はそこから見てくるとだめだ、こういう結論になるのですか。厚年とは違ひますから、即ちそういう実態だから厚年方式はだめだ、やっぱり国共済に倣うんだ、こういうことになってきたのでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生から御質問のあった事柄でございいますが、これにつきましては、先生御承知のように、現在組合員であつて過去の期間と将来の期間とがある、その場合の過去の期間をどういふふうに計算するかということだと思ひます。

それにつきましては、これはたびたび御説明申し上げておりましたが、繰り返して申しわけないのでもございいますが、今先生から御質問のございしましたように、一つは、過去の給与記録が一部はつきりしない者が三百十名おるといふことで、これに

つきましては一定の推算をしなくては行けない。その場合に、従来から私立学校共済組合が準じてまいりました国立学校のモデルがある、あるいは国家公務員のモデルがある、それに準じようというところで考えた。そうします場合に、やはり全組合員を同じように扱つた方がいゝであらうというふうなことから、ほかの組合員につきましても過去五年に基づいて全期間の給与を推算するというような方法をとつたということとでございまして、これが一番総合的に判断してよろしいいんではないかということとでございいます。

それで、もう一つは、給与実態といたしまして、先生御承知のように、私立学校教職員給与といふものは、過去は国立学校に比べて低かつたというふうなことがございいますが、これにつきましては、いろいろな意味の私学助成が充実してまいつた、特に経常費関係の私学助成が充実してまいつたというふうなことがございまして、この五年あるいは七、八年前から給与の水準が上がつてきたというふうなことで、過去の近い方をとつた方が最近の私学教職員の給与実態がより反映できるのではないかとというふうな考慮があつたといふことも事実であると思ひます。

○柏谷照美君 そこからまた問題が発生してきてわけでありまして、その私学共済が出した結論について有利だ、不利だという議論がずっと衆議院以来続いているわけとでございいますけれども、今回の制度改正が厚生年金に準ずるといふ、この大前提があるのではないだろうか、それに伴つて一連の共済改革が行われた、こういうふうな理解をしてよろしいかと思ひますが、いかがですか、文部大臣。

○国務大臣(松永光君) 今回の改正は、制度間の負担と給付について整合性を図る、世俗的に言へば、官民格差の是正を図つていくというの、一つの改正の視点だと思ひます。それともう一つは、世代間、それから世代内の給付と負担の均衡を図る、これも改正の一つの大きな視点だろうと思ひます。そういうことでありますならば、厚生年金

がいわゆる民間の年金でございいますから、官民格差の是正ということでは、厚生年金方式といふのが一つの基本になる。そこで、本法施行後の平均標準給与につきましては、厚生年金と同じように全期間平均ということに原則はなるわけでありまして、ただ、本法施行前の期間につきましては、特例措置がなされるということなものでありまして、純粹に理論を追求していけば、あるいは本法施行前につきましては、厚生年金と同じ方式をとることが純粹理論的には、官民格差の是正という考え方からいへば理論が通るのかもしれない。

しかし、もう一つは、私学共済といふものは国共済に準ずるといふ一つの慣行といひますか、定まつた方式があるもので、そういう視点をとりまして、かつ、その方が実際問題として有利に働く人が圧倒的に多いであらうという推測——その推測は、しばしば申し上げておりますように、私学の実態が過去においては教職員の給与が低かつた、私学に対する公費助成等が始まつてから、給与水準は国家公務員あるいは国立学校等の教職員に準ずるような形になつてきた。したが、いまして、国共済と同じという方式をとつた方が實際問題としては有利になる人が圧倒的に多いだろう、ならば、理論的に間違ひでない以上、国共済に準ずるといふ方式をとることが親切ではないか、かたがた関係者からもぜひそうしてもらいたいという陳情もあつた、こういうことで、現在御提案申し上げているようなことを決めまして、御審議をお願いしておるということとでございいます。

○柏谷照美君 私学共済にお伺ひしますけれども、先回、不利になる、不利になるといふ数字が六万人挙がつているわけですが、この不利になるという判断は一体何において不利になるというふうにお考えになつていらつしやいますか。

○参考人(保坂榮一君) 施行前の標準給与のことにつきましては、先ほど大臣からも御答弁ありましたような形で、五年平均の方式をとらせていただいたわけとでございいます。

それで、不利になると申しましたのは、私ども

でこれ試算をいたしました。と申しますのは、補正率がまだわかつておりませんので、どれだけ有利になる、どれだけ不利になるというのとは本来計算上まだ出せないわけとでございいますけれども、私どもで試算をいたしました。これは私ども私学共済独自の立場から、仮の補正率といふのを私学共済として考えて計算をいたしました。そして、そして、全期間平均をとる場合と、それから五年平均で補正率で割り下げたというのをとる場合との仮の計算をさせていただきました。そして、それは全員についてはできませんので、約二〇％の者をそれぞれ年代からサンプルをとりまして、それで計算をさせていただきました。

その結果、約六万人がと申しますのは、私学共済の組合員約三十四万人でございいますが、そのうちの十五万人は有利、不利に関係ない者でございまして、というの、期間が五年しかございせんので、どちらでも同じでございいますが、そのサンプリングの計算で十九万人に対してそのサンプリングから推定してまいりますと、約六万人の者がその全期間平均で計算したよりも低くなるということとで不利になる、そしてあと十三万人、約三分の二の者は全期間で計算したよりも有利になる、そういう計算を出しましたものでございいます。これはあくまで私学共済独自で計算したものでありまして、まだ補正率は出ておりませんので、正確にそうなるという数字ではございせん。

○柏谷照美君 つまり、附則四条で計算をすると不利になる、こういうふうに理解してよろしいですね、不利は。

○参考人(保坂榮一君) はい。

○柏谷照美君 それじゃ、この有利になるというの、五カ年方式をとることで有利になる、こういうこととでなるわけですね。

○参考人(保坂榮一君) はい、そのとおりでございいます。

○柏谷照美君 そうしますと、有利になるといふ人たちのことでありますけれども、厚年の全期間

方式よりも上積みされる、だから有利だ、この判断は間違っていますでしようか。

○参考人(保坂榮一君) はい、そのとおりでございます。

○柏谷照美君 この人たちが附則四条をとって計算をする、つまり全期間方式で計算をするということとは逆に言うところ不利になる、こういうことになりませんか。つまり、十三万人の人たちは附則四条をとりまして全期間方式で計算をすると、これは不利になる、こういうことになるのですか。

○参考人(保坂榮一君) はい、附則四条で計算した額よりも全期間平均で計算した額の方が下がりますので、その場合にはその方が不利になるということになると思います。

○柏谷照美君 しかし、またもう一つの考え方から言えば、厚年に準拠するというところで言えば別に不利になるのではないかと、当たり前のことが当たり前に計算されるのではないかと、こういう見方もありますけれども、その点私学共済はどのようにお考えですか。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど大臣からも、また総務審議官からも御答弁がありましたような理由をもちまして、附則第四条の方式をお願いし採用していただいたものでございますから、何と言いますか、そちらの私どもで選択いたしました線から見ますと、やはり厚年平均、全期間平均の方は今度三分の二の有利の人が下がるということでは不利になる、そういうふうに申し上げたわけでございます。

○柏谷照美君 これも非常に大きな問題でございますね。附則をとった十三万人の人が不利になる、附則をつけていると六万人の人が不利になる、これを両立させる方策というものはないものだろうか。先回の質問では、選択でありましてありませんと文部大臣お答えになりましたけれども、いかがですか。やっぱりどうにもならないものでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほどもお答えいたしました、官民格差はなぜ起こったのだろうか、厚

生年金と国共済いわゆる官の方と民の方とどうして格差が起こったのだろうか。官の方は先ほどお話をありましたように、最後の一年間でれば一番高い人ならば最後の一年間でいいよ、三年間が高くなれば三年間でもいいよ、全期間が高いならば全期間でもいいよ、とにかく高い方をとれるという仕組み、制度、これが官民格差を生んだ一つの原因でしようね。一番高いのは最後の一年間でしよう。最後に高い月給をもらってやめる、その人は最後の一年間で計算されますから高い年金となる。民間の方は全期間平均ということになります。民間の方は全期間平均ということになります。それが官民格差を生んだ一つの要因だということに思えます。で、官民格差を是正するというのが今回の改正の一つの視点でありますから、その理論を徹底して追求していくならば、附則はつくらずに、厚生年金と同じように全期間平均というのが理論の純粋さを追求していけばそうなるだろうと思えますが、しかし、先ほど言いましたけれども、国共済に準拠するということが今までのやり方であり

ますので、それに準拠することも理論は伴うわけではない。だとすれば、有利になる人と言いましうか、私学共済で年金をもらわれている人、五年前からの人、そういう若い人、並びにこれから私学に奉職される方々も全期間方式になるわけでありますが、その人たちと比べればやや有利な形になるわけでありますけれども、そうなる人が多くなるわけでありますけれども、そうしてあげることが理論的に大きな間違いじゃないということであるならば、なるだけそうしてあげようということ、先ほどお答えいたしましたように私学共済関係者の強い要望もありましたので附則を設けた。そして国共済に合わせたということなんでございませう。純粋理論を追求していけば先生御指摘のようなことがあるいは理論的には通るのじゃないかろうかなという感じはいたします。

○柏谷照美君 しかし、この附則四条によりまして五年平均方式となったために全期間の平均、つまり厚生年金と同じ計算方法による額を不当に値

切られる者が六万人出るということは事実でありますね。こういう方々の意見は確かに私学共済側の要望が実現した結果であって、制度を採択した以上やむを得ないと、こう言いますけれども、不利益を受ける者の側からすれば大変なことである、これは裁判されたら一体どういうことになるのでしょうか。そんなことをお考えになったことがありませんでしようか。保険方式でありますし、しかも契約者というような立場に立つのだと言いますが、私学共済側はこの検討会の答申を受けたときにそのようなことは全然お考えになりませんでしたでしようか。

○参考人(宮國三善君) 私ども共済法を立案する段階で文部省にお願いいたしました基本は、従来から述べられているとおりでございますが、原則的には国家公務員と従来から同じようにやってきたということ、まず国家公務員と同じようにやっていけば間違いないという判断をひとついたしております。

それから、具体的な標準給与の算定方式がわかりませんでしたので、その当時はそういった詳細なことまでわかりませんでした、おおよそのところ大勢として全体的にうまくいくという判断をしたわけでございます。

○委員長(林寛子君) 恐れ入ります。聞きとりにくいので、もう少しマイクに近く、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○参考人(宮國三善君) 私どもこの法律案が立案される段階で、かなりの点詳細に検討いたしましたけれども、従来から私学共済は国共済に準じてやってまいりましたし、そういった点から国共済に準じてやればまず間違いはないという原則的な判断をひとついたしております。それから、給与記録がないというところは従来から答弁のとおりでございませうが、具体的な算定方式がわかりませんでしたけれども、おおよそ公務員の給与体系を原則にしてやられるものという判断をいたしました、私ども独自でいような検討をいたしました、体制としてこつちの方でやった方がいいという判断を

いたしまして文部省にお願いをした次第でございます。

○柏谷照美君 そのときにこのような大勢の不利益者が出るというようなことは全然判断もつかなかったといえますか、想像もつかなかったでしようか。出るであろうという想像をして答申をされたんでしようか。とにかく国共済に準ずれば、官民格差で官に準ずればよくなるだろうという、そういう判断でおやりになったんでしようか。

○参考人(宮國三善君) 具体的な、先ほど申しました政令の率等がはつきりいたしませんので、詳細正確なことはわかりませんが、幾つかのサンプルをとって具体的に検討いたしました結果、大体これでよろしい、これをお願いすべきであるという判断をいたしましたわけでございます。

○柏谷照美君 具体的なサンプルをとってやってみて、大体それでよろしいということは、不利益者がそんなに六万人も出るであろうということが想定できないような数字であったというようにお考えなんですか。不利益者は全然その段階では出ないという前提で答申をされましたか。

○参考人(宮國三善君) 体制的には、全体的には有利になるというものが多くという判断をいたしましたし、それから制度の選択の問題でございますから、あつちをとりこつちをとりというわけにはまいりませんので、要するに制度をどういうふうな選択でお願いをするかということでございますので、その制度の選択として国家公務員に準ずべきであるという判断をしたわけでございます。

○柏谷照美君 それを受けて私学共済はやっぱりサンプルをとって計算をして文部省と打ち合わせをされましたのですか。

○参考人(宮國三善君) 打ち合わせをしますと申しますが、それよりも私学共済独自の判断に基づきまして文部大臣にお願いをしたわけでございませうが、その背景には部内の検討ももちろん、共済組合の理事長の私的な諮問機関でございませう、年金問題の研究委員会の検討の結果そういうものを踏まえて、かつまた私学団体の方々にもお諮りをいた

しまして最終的な決断をして文部大臣にお願いをしたわけでございます。

○粕谷照美君 有利になります十三万人はもう期待権を持っているわけですよ、法律が出ていますから、これを下げてもらっちゃ困る。確かにそうだとおっしゃるに考えます。しかし、具体的に不利にされるという六万人の人たちが本当にこれはもう一生の問題ですから、私は訴訟に訴えたい、こういう人たちがいるわけでありませぬ。そんなことを想像したこともなく答申をされたんじゃないかということについては私は非常に不満を持っているんです。

じゃ、具体的にお伺いしますけれども、国共済、地共済は給与の上昇の仕方は大体在職年数が同じであれば同じ角度の直線を描いて上っています。そして一定の補正率でも実際のほぼ平均値に近い数字を出すことができるということであろうかというふうに思いますが、しかし、私学共済の場合は、経常費助成のときからカーブが急に上昇しているわけでありませぬ。それでまた、私学によってもその上昇カーブがばらつきがある。確かにおっしゃるとおりだと思ふんです。そういう中で経営者だとかあるいはそれに準ずるような人たち、また学長などという給与のうんと高い方の人たち、それで推移している人たちと、逆に低い給与ですと推移している人たちがいるわけですね。ほかに何かお仕事があつて、そして収入もあるの、そういう程度のとうような方々もいらつしやるわけですね。これは公務員と同じ方式ではないかと思ふかと思ふか、同じようなことが推定されたんじゃないかと思ふか、そういう人たちは、私学共済、やらなかつた。

○参考人(宮園三善君) 確かに、全体的には給与は初任給から上限に至るまで毎年昇給をしていくわけでごさいます。これは私学共済も私立学校の教職員も同じでございますが、ただ、毎年の昇給幅とかいろいろな給与の上昇カーブそのものいろいろばらつきがございまして、公務員と同じ

というわけにはまいりません。先ほど先生のおっしゃいました上限で推移したという方は、今回私どもが独自につくりました給与指数というのは、在職期間別の過去から現在までにどういう昇給カーブを通つたか。それは一人一人のあるいは学校ごとに出すわけにはいきませんので、長期組合員の全体平均で率をはじいて算定いたしましたので、曲線がどうしても上昇曲線になりますから、上限をずっと推移してきた方の五年間の平均にその曲線を掛けますと、図が斜めに左下の方が低く曲線が出てくる。そういう部分が水準のダウンになつていくわけの不利益という問題になるというところは先生のおっしゃるとおりでございます。

○粕谷照美君 附則四条では、国家公務員の補正率を参照して定めると、こういうふうになつておりますけれども、文部省は私学給与の実態をカバーできるような補正率を決めることが独自にできるといふようにお考えになつていらつしやるか。先回からずっと私学共済が独自の補正率で計算していることでどうなることかわからないと、こういうふうにおっしゃつておりますけれども、どうでしょう。

○政府委員(五十嵐耕一君) まず、補正率をどういう格好でつくっていくかということでございます。

これにつきましては、例えば五年間の給与実績を出しまして、それで国家公務員の場合には、その場合諸手当の分がその中に入つてきて、それに基づいて例えば過去、その場合に過去期間が十年ある人については一定の指数を掛ける。それから十五年がさらに超えて二十年の方はそれよりも若干低い指数になるというふうなことのカーブになる。ですから、これは一つのカーブを描くというふうになります。それを今度はそのカーブを見ながら私学の場合にも類推をしていくということでございます。その場合におきましてそのカーブ自体が若干私学の給与実態といふものがある程度反映できるようにいたしますのですが、

やはり描くカーブは国家公務員におきましても一本でございませぬし、私学におきましても一本である。あくまでも平均的なもので対応するというところでございませぬ。

○粕谷照美君 平均的ということ、はつきり言うともう国共済と同じだと、こういうことになるのですか。

私が質問しているのは、私学のそういう実態をカバーできるような補正率を独自につくることができるといふことの質問であります。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私が一本というふうにおっしゃつておられますことは、結局一つのモデルを例えば国家公務員なら全国家公務員につきまして一つのモデルをつくる、全私学教職員につきまして一つのモデルをつくる、全私学教職員につきまして、今申しました補正率というは変わることはできません。ですが、非常に給与が寝た状態にいる人、ある程度、四十五度かなんかわかりませんが、ある程度の角度を持って伸びる人、そういう人がある場合に、それはどこかの平均でつくつていくより仕方がないということでございます。

○粕谷照美君 もうちょっと言葉をかえて言うのと、どうにもなりませんということなんですか、いかがでしょう。

○政府委員(五十嵐耕一君) どうも説明が余り上手ではございませぬで、よく御理解いただけないで申しわけないんですが、具体的に数字で仮に挙げていきたいと思います。具体的に数字でいけば一という係数を掛けていけばいいわけですが、それが初任給とそれから最後の給料とのカーブが、それが平均で仮に〇・五になるということになりますと、その〇・五というのを掛けていくということになるわけですね。その場合、私学の実態がそのところから給与実態が一と〇・五の間、〇・六のような係数をとることはできませんけれども、それは〇・六をとつたらその〇・六について一律に同じように適用するより仕方がないということでございます。

うのはわかりましたけれども、しかしそうすると、その落ちこぼれる人々たちをカバーすることにはならないんだということですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) ですから、それは御指摘のとおり一つの先ほど私が平均的と申しましたのは、あくまでも例えば給与が寝る方と、それから給与がかなり四十五度の角に上つていく方と、その間の平均のものを一本で線を引かなくては行けない。ただ、それは私学の仮に平均標準的な昇給曲線というものが平均的に出ますれば、なるべくそれを見ながらつくっていくことは可能であるということでもあります。

○粕谷照美君 私共済のこの試算ですけれども、補正率、この数字は文部省としては大体間違いない、大差ないという、こういう感覚、感触を持っていらつしやるか。どうでしょう。

○政府委員(五十嵐耕一君) 補正率につきましましては、私ども国家公務員の補正率がまだ出ておりませんし、それから私学の補正率はそれを見ながら、私学の給与実態を反映させながら考えていかなくては行けないので、今の段階でどうであるかということにつきましては申し上げられる段階にないものでございませぬから、御勘弁いただきたいと思ひます。

○粕谷照美君 非常に慎重であるというように思ひます。確かに答えられない現実かもしれませぬけれども、私はそういう点は役所ですからね、ちゃんと横並びにいろいろな問題点、情報なども受け入れていらつしやるのではないだろうかという感じがいたします。非常にガードが固いということだけはよくわかりました。

それで、先ほど質問したんですけれども、非常に不利になる、この方式はけしからぬ、こう言つて提訴をするような事態に対しては私共済としては受けて立つ用意がありますか。

○参考人(宮園三善君) ただいまのところそういうお話は聞いておりませんが、今お答えできるような考え方は持っておりません。

○粕谷照美君 それは仮定の問題ですから、今は

そういうお答えにならざるを得ないと思えますけれども、しかし、これは非常に問題のあるところでありまして、そういう実態になれば、これは裁判に訴えるということになれば受けて立たざるを得ないということだけは事実だろうというふうに思っています。

ところで、衆議院の附帯決議があります。この附帯決議の中で、大蔵の附帯決議ですね。「今回の改正は、共済年金制度の抜本的改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること」と、こういうふうになっていますが、その周知徹底を図るというところで非常に手抜きがあったというか、足りない部分があったのではないかと、この前から指摘されていますが、私共済としては十分にやったというふうにお考えですか。文部省としては、法律を出した建前上、この辺は一人一人の組合員に対して周知徹底を行ったというふうにお考えでしょうか。

○参考人(宮園三善君) 先ほど理事長がお答え申し上げましたように、私もがお願いするに当たりましたは、私学関係者の委員十一名、この方々に詳細検討をいただき、その結果を答申いただきました。その後は私学共済の機関誌等を通じてこういった趣旨の徹底、そういったものを図ってまいっております。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どももいたしましては、まず今回の制度改正に当たりましては、先ほどから私学共済組合から御説明がございましたように、被保険者でございます私学関係者や学識経験者などから成ります研究委員会を設けて慎重に御検討いただき、その検討結果に基づきまして御要望いただき、これにつきましては私学団体からも文部省にいただいているわけでございます。それで文部省といたしましては、この要領書に配慮するとともに、できるだけ私学関係者の方々のいろいろな団体がございますので、そう

いうところの会議に出まして今度の制度改正につきまして御説明を申し上げておまして、これは五十九年十二月から六十年二月あたりまで相当の回数にわたって御説明を申し上げておるといふことでございます。

○粕谷照美君 私私共済の月報を読ませていただいておりますけれども、非常に専門的なことが書いてありますね。組合員というのはみんなそんな専門的ではない場合があるわけですね。具体的に、例えば先日の質問で明らかになったように、二十五年勤務で初任給が一万九千円の人で五十九年度給与で五十五万八千八百円の人、五十九年度で計算すると四十五万五千八百八十三円、五十九年度式によると三十六万二千六百円、これは不利になりますよというふうなこういうふうに具体的に話を説明をされたかどうかということ、これは私には伺っているわけなんです。余りにも専門的な法律、私なんかもこの法律を見ますけれども、本当にわからないですね。新旧比較しなさいといったって何が何やらわけがわからない。昭和二年の話からこう出ているわけですから、そういう周知徹底をさせましたかという質問をさっきからしているわけなんです。

○参考人(宮園三善君) 先日、自治省から御説明いたしました資料につきましては、あくまでも命令の率に相当するものを私どもが独自に算定をいたしました。さきの衆議院の文教委員会資料を求められましたので、あくまでもこれはまことに試算でございますというところで御説明をした資料でございます。個々の組合員について具体的に年金がどうなるというところは、極めて正確なデータでございますので、具体的な政令の率、そういうものがはつきりいたしました段階で速やかにそういうものは組合員に了解していただけるように説明会等を開いてやっていくべきものだと思います。現段階では個々人の年金が私どもにも具体的に正確にこうなるというところはわかりませんので、そういった不明確な段階で具体例を示して説

明するということは差し控えた方がいいという共済組合の内部の判断がございまして、一応わかっている範囲で、しかも制度として確立するであろうということがはつきりしている範囲で解説等を行っているところでございます。

○粕谷照美君 私共済がそういう判断に立って、その判断に立った上での情宣活動であったというところはわかりますけれども、一人一人自分が年金を受ける立場に立ってみれば、もっと詳しいものが欲しいわけですね。この法律が通らなかつたならば、あなたの配偶者に万が一のことがあった場合には、奥様、年金権なくなるかもしれないよとか、そういう具体的な説明が欲しいというふうな思っているんですね。官僚的でない情宣活動をぜひやっていただきたいということを、今後の問題もありまして要望をしておきたいと思えます。

それで、これらの問題についてはいずれました、後ほど新しい段階で質問をするというしまして、ひとつこの基礎年金制度の導入というところは、年金水準の切り下げ、保険料負担の増大、年金開始六十五歳繰り上げという、こういう問題点の理由というのはいくつかあるように文部省としては受けとめていらっしゃるんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) お答え申し上げます。

先生御承知のように、公的年金制度につきましては国民年金、それから厚生年金、それから共済年金、それぞれ横の間の制度間の格差があるという御指摘が一つあるということ、それから扶養されております御婦人の年金が確立されていないではないかということがございまして、それでは基礎的、横断的なものとして国民年金制度を使いまして基礎的な年金制度を入れようではないか、しかも、それは従来の年金が世帯単位でありますものを個人単位にしようというふうなことから、今度の基礎年金が導入されたというふうに理解しております。

それからもう一つは、せっかくの基礎年金を導入いたしましたけれども、被扶養者の奥様につきまして

保険料の支払いというのが個別に払うということになりますと、そこいろいろな漏れその他が出てまいる可能性もなきにしもあらずというふうなことで、保険料につきましては共済組合の方から一括してお払いをするというふうな仕組みにしたものであるというふうに理解しておる次第でございます。

○粕谷照美君 私どもは、政府がよく言う、急速な高齢化と年金成熟化だけではないというふうな考えているんですね。そのほかに直接の動機としては、危機に直面した国民年金を立て直すためにやらなければならぬ。崩壊状況にきた国鉄共済の救済のためにやらなければならぬ。そして、さらに年金に対する国庫負担をカットして、増税なき財政再建をやらなければいけない。

もう一つ、説明をされていませんけれども、一九七三年、昭和四十八年秋の石油危機による狂乱物価での年金積立金が目減りをした、こういうことが原因だったというふうな考えているわけでありまして。

私どもも年金は改革していかなければならぬ、そういう立場に立って基本的な考え方では法律案なども用意したわけでありまして、この一連の改革で真の年金改革ができるんだらうか。この辺は文部大臣、どのようにお考えになつていらっしゃるんですか。

○国務大臣(松永光君) 先生仰せのように、年金というものは制度間に不公平があつてはいかぬ、官民の格差があつてはいかぬということ、官民格差の是正それから制度間の不均衡の是正、給付と負担両面から。そういうことで公的年金制度の一元化というところを図っていくわけであります。が、今回の改正では給付面での整合性といいますが、不均衡の是正はなされるであろうというふうな考えまして、この法律を制定をさせていたいただきましたならば、今度は負担面につきまして制度間の均衡を図っていくという、そういう検討が加えられるだろう。そして最終的に昭和七十年をめぐり公的年金制度全体の一元化が達成され

る。今回はそれに向けての、私学共済の立場から言え第一段階の改正措置であるというふうな思っているわけであります。

そして、先生御指摘のように、私学共済というのは現在では成熟度が若い。したがって組合員三十六万に對して年金を受給していらつしやる方は一万五千といふことでありますが、それが二十年もいたしますといふと、組合員の数はほぼ変わらない、しかし年金受給者は現在の三・四倍になる。三十年しますといふと、それが四・数倍になるといふことでありますので、現在は私学共済の財政は健全なものでありますけれども、二十年、三十年後はそうでない。二十年後にはほぼ単年度で収支計算はマイナスになる。三十年たてば積立金を食いつぶすという状況が予想されるわけでありまして、その時点になつての改正であるならば、その時点における組合員あるいはその後の組合員というものは大変な負担をしなければ、私学共済といへども崩壊するであろう。そのことも念頭に置きながら、今のうちからは正措置をしていけば私学共済といふものは根強い基盤を持った共済として発展していくであろう、そういう考え方で今回の改正をお願いしているといふことでございます。

あるかといふこと、あるいはいわゆる共済方式と厚年方式との間で額の差がどのくらい開くかなどによりまして異なるので、全体像を正確に申し上げることはなかなか難しいわけでございますが、モデルで御説明をさせていただきたいと思ひます。

が三十七万五千円といふことで、今の低い方より若千高い方といふことでございまして、その場合には一三・六％、共済方式と厚年方式との差が出てまいりますので、この場合は四年停止といふようなことに相なります。

ようなことでございまして、これが約一五％ぐらいであらうと。それから、六年以上でございまして、これが年額でいいますと二百七十万以上といふことでございまして、これが約七％ぐらいであらうといふようなことでございまして。

まず、モデルでございまして、一つは五十八年度の平均年金額より算出した共済方式の方がどのくらいかといふことでございまして、平均の標準給与月額が三十二万四千円といふようなことでございまして、この方が組合員期間二十七年といふことでございまして推算をいたしますと、共済方式の年金額は十六万五千三百円、それからいわゆる厚年方式の年金額は十四万九千六百円といふことになりまして、そこが共済方式の年金額を厚年方式の年金額で割りますと、一・一〇五といふようなことで、今後のスライド率といふのを一応毎年三・四％、これは六十年度の年金改定率を使った場合でございまして、それとしますと一〇・五％の差がございまして、それを三・四で割りますと、約三・〇九年は停止するといふようなことに相なります。

次に同じようなやり方でモデルB、これは退職時の標準給与が高い方でございまして、この方が標準給与月額四十五万円、組合員期間が二十七年といふことでございまして、その場合には二一・六％の差がございまして、それを先ほど申しました六十年度の年金改定率で割りますと、三・四で割りますと、これが六・三五年停止といふことに相なります。

それで、先生の御指摘のスライド停止が一体四年以上あるいは六年以上がどのくらいであるかといふことでございまして、これにつきましましては、かなり乱暴な推算であるといふことでお許しをいただきたいわけにございまして、先生の方に、前回に關連いたしまして、私学共済退職年金者の年金額別分布状況といふのを御出しておりました。これによりまして試算を行つていただきますと、四年以上六年未満といふものがどのくらいかといふことでございまして、これにつきましましては年額で二百二十万以上二百七十万未満といふ

前回の裁定がえによつてスライドが、今言ひましたように私学共済で六千五百人の人が裁定がえになつて、そして一年から最高は六年以上スライド停止、三・四といふ想定ですが、されるという。この人たちは私は確実に年金の実質的価値は低下する。六年間も現給のままずっと置かれれば、これは絶対に低下するわけですから。私は盛んにそのことを言つたんですが、この前、文部大臣は、しない、しない、しないとかぶりを振つておられて、これは黒板でも持つてきて説明せなかつたのかと思つたんですが、これ文部大臣、事実、真実は一つであつて、そんな、そんなといふ解釈としないといふ解釈、二つないわけですね。共済方式から厚生年金方式に裁定がえをされて、しかし現給は保障するけれどもスライドはない。スライドをするといふことは、これは年金の実質的価値といふものを維持するためにこれはスライドをしていくんですから、だからスライドを六年間もさせられない、禁止される、中止されるといふことは、その人の年金の実質的価値が維持されないことになる。いふことを文部大臣、今でもやっぱり否定されますか。そして、いや、実質的価値は維持されているんだとおっしゃいますか。その点どうです。

○本岡昭次君 前回の議論の蒸し返しになるかもしれないと思いますが、同じような問題をさらに詰めていきたいと思ひます。

まず第一に、スライド停止の問題であります。まず初めに文部省の方から、このスライド停止の影響がどのような形で出るか、具体的な例を挙げて説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○国務大臣(松永光君) 確定した額といふことが、権利といふのは、現在裁定されて受けていらつしやる年金額、これが確定された年金額でございまして、物価が上昇しないので滞留を続けられれば、今先生のおっしゃつたような問題は起こらぬわけでありまして。物価が上昇するといふことを前提にすれば、過去において物価上昇等がなされれば国家公務員の給与改定が行われる。それによつて国家公務員の年金についての改定が行われる。それに準じて私学共済についても改定が行われる

○柏谷照美君 文部大臣と私も、一定の部分では違ひ見解を持つてゐるわけですが、時間も、時間が参りましたし、根本的な共済の改革に対する論議でありますので短い時間では討論できませんので、私の質問をこれで終わります。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○政府委員(五十嵐耕一君) 御説明をさしていただきます。

先生のお話でございました五十九年度末の退職年金受給者一万四千五百二十七人のうちに、共済方式によりましてものが四五％ございまして、この四五％の方が通年方式に裁定がえを受けられるといふことでございまして、この方が約六千五百人といふことでございまして、その残りの五五％は裁定がえを行ふ必要がございせん。

○本岡昭次君 前回の議論の蒸し返しになるかもしれないと思いますが、同じような問題をさらに詰めていきたいと思ひます。

まず第一に、スライド停止の問題であります。まず初めに文部省の方から、このスライド停止の影響がどのような形で出るか、具体的な例を挙げて説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○国務大臣(松永光君) 確定した額といふことが、権利といふのは、現在裁定されて受けていらつしやる年金額、これが確定された年金額でございまして、物価が上昇しないので滞留を続けられれば、今先生のおっしゃつたような問題は起こらぬわけでありまして。物価が上昇するといふことを前提にすれば、過去において物価上昇等がなされれば国家公務員の給与改定が行われる。それによつて国家公務員の年金についての改定が行われる。それに準じて私学共済についても改定が行われる

○柏谷照美君 文部大臣と私も、一定の部分では違ひ見解を持つてゐるわけですが、時間も、時間が参りましたし、根本的な共済の改革に対する論議でありますので短い時間では討論できませんので、私の質問をこれで終わります。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○政府委員(五十嵐耕一君) 御説明をさしていただきます。

先生のお話でございました五十九年度末の退職年金受給者一万四千五百二十七人のうちに、共済方式によりましてものが四五％ございまして、この四五％の方が通年方式に裁定がえを受けられるといふことでございまして、この方が約六千五百人といふことでございまして、その残りの五五％は裁定がえを行ふ必要がございせん。

○本岡昭次君 前回の議論の蒸し返しになるかもしれないと思いますが、同じような問題をさらに詰めていきたいと思ひます。

まず第一に、スライド停止の問題であります。まず初めに文部省の方から、このスライド停止の影響がどのような形で出るか、具体的な例を挙げて説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○国務大臣(松永光君) 確定した額といふことが、権利といふのは、現在裁定されて受けていらつしやる年金額、これが確定された年金額でございまして、物価が上昇しないので滞留を続けられれば、今先生のおっしゃつたような問題は起こらぬわけでありまして。物価が上昇するといふことを前提にすれば、過去において物価上昇等がなされれば国家公務員の給与改定が行われる。それによつて国家公務員の年金についての改定が行われる。それに準じて私学共済についても改定が行われる

○柏谷照美君 文部大臣と私も、一定の部分では違ひ見解を持つてゐるわけですが、時間も、時間が参りましたし、根本的な共済の改革に対する論議でありますので短い時間では討論できませんので、私の質問をこれで終わります。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○政府委員(五十嵐耕一君) 御説明をさしていただきます。

先生のお話でございました五十九年度末の退職年金受給者一万四千五百二十七人のうちに、共済方式によりましてものが四五％ございまして、この四五％の方が通年方式に裁定がえを受けられるといふことでございまして、この方が約六千五百人といふことでございまして、その残りの五五％は裁定がえを行ふ必要がございせん。

○本岡昭次君 前回の議論の蒸し返しになるかもしれないと思いますが、同じような問題をさらに詰めていきたいと思ひます。

まず第一に、スライド停止の問題であります。まず初めに文部省の方から、このスライド停止の影響がどのような形で出るか、具体的な例を挙げて説明をしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○国務大臣(松永光君) 確定した額といふことが、権利といふのは、現在裁定されて受けていらつしやる年金額、これが確定された年金額でございまして、物価が上昇しないので滞留を続けられれば、今先生のおっしゃつたような問題は起こらぬわけでありまして。物価が上昇するといふことを前提にすれば、過去において物価上昇等がなされれば国家公務員の給与改定が行われる。それによつて国家公務員の年金についての改定が行われる。それに準じて私学共済についても改定が行われる

○柏谷照美君 文部大臣と私も、一定の部分では違ひ見解を持つてゐるわけですが、時間も、時間が参りましたし、根本的な共済の改革に対する論議でありますので短い時間では討論できませんので、私の質問をこれで終わります。

○政府委員(五十嵐耕一君) スライド停止の影響につきましましては、各個人によりまして、一体それが何年続くかといふことが違つてまいりますし、また物価騰貴に伴いますスライド率がどの程度で

○政府委員(五十嵐耕一君) 御説明をさしていただきます。

先生のお話でございました五十九年度末の退職年金受給者一万四千五百二十七人のうちに、共済方式によりましてものが四五％ございまして、この四五％の方が通年方式に裁定がえを受けられるといふことでございまして、この方が約六千五百人といふことでございまして、その残りの五五％は裁定がえを行ふ必要がございせん。

ということが通常行われてまいりましたから、したがって物価が上昇した場合には自分の年金について、そのスライドで上るであろうという期待をお持ちでいらつしやると思ひます。その期待がかなえられなくなるといふ意味におきましては、何といひましようか、価値が下がるといふ下がるということになるかと思ひます。ただ、これはなぜそういう制度をとらざるを得ないのかという、今回の改正は世代間の給付と負担の均衡を図る、世代内の給付と負担の均衡を図るという大きなねらいがございまして、そのことから、先生御承知のとおり、これから裁定を受ける人は新方式、通年方式というんでしようか、それで裁定を受けるわけでありまして、既裁定のものにつきましては裁定がえをしてみますけれども、しかし既に確定した年金額はそのまま保障しますよということにするわけでありまして、今後裁定を受ける、言ひなれば若い人たちが、あるいはさらに言へばもっと後の人たちの間の給付と負担の均衡を図るという見地から、今申しした期待がしばらくの間とまるといふことはひとつ受忍していただくかぬという、世代内、世代間の公正が図られないというように、大変申し上げにくいわけでありまして、先生にもひとつ何か御了解をお願いしたいというのが私の気持ちでございます。

○本岡昭次君 私たちも答弁に窮したときはあつちこちあつちこち要らぬことを言うて最後はわけのわからぬようになるんですが、私はもつと端的に答えておるんですが、もう全然もう文部大臣苦しいものだからうろろしてはりますすけどね。

そんな私が理解するとか理解しないとか、そんなこと言つてないですよ。その六年も五年も四年も年金がスライドしないという、その人の持つておる年金の実質的価値は確実に低下しますねと言つておるんです。だから、それをしますとおつしやるのか、しませんとおつしやるのか、どっちかをおつしやうていただかないと……。そんな周辺の問題はこれから議論するんでいいんですよ。するのかもしれないのか、これ一つしかないわけなんです。

○国務大臣(松永光君) 先生、するといふふうにとれると申ししたつもりでございますけれども、先ほど申ししたとおり、確定した権利としては定められた裁定された金額である。しかし、過去の事例から言いますと、改定が行われてきておりますので、したがひまして、その期待がしばらくの間実現をしないわけでありまして、そういう意味では実質的価値は下がるような結果になるであらう、それはそういう意味では先生の言うことと違うことを私は言つておるわけじゃない。まあ、そういうこととございまして。

○本岡昭次君 いやいや、そのね、今年金もらつておる人の期待とかそんなことを言つておるんじゃないんですよ。年金の実質的価値、例えば十六万円現在もらつておる人はその十六万円のその年金を使つて生活してゐるんで、だから十六万円という現在における実質的価値が物価が三%上がればやっぱり三%上げてやらなければその十六万円の実質的価値は維持できないからスライドしてきただけです。だから、六年間もあるいは五年間も四年間も上げなければ当然その間の物価が上がつた分だけ実質的価値は下がる、これはもう当然のこと、私も、そういう意味のことをとおつしやうた——意味じゃなくて下がるんですよ。それでまあこんなこと、下がるというふうにおつしやうておるんだから下がる。そこで、下がるということがはつきりした上でそれを年金の現在受給者に理解をさせる、また私たちに納得させるというときに、よほど合理的な理由というものがなければいけません。あなたは今世代間の均衡というふうにおつしやうしました。中曾根総理の本案議答弁を私はそれで非常に重要視するんです。中曾根総理は、この前も言ひましたように——共済年金を今議論してゐるんですから、我々は、これは共済年金ですよ、間違つたらいいけません。共済年金は、という前提に立つて世代間扶養の仕組みにより年金額の実質的価値を長年にわたる維持するといふ機能を有するものであります。この機能を今今回の改正によつて果たさなく、機能が維持できなくなつた方はしょうとしてゐるんですよ。だから、この中曾根総理の答弁と具体的に今起こらうとしてゐることの中における整合性というものを、矛盾といふものをやはり解決しなければいけない。今文部大臣が言つておるようなそんな世代間の均衡でこれから法改正によつて受ける者が厚生年金方式で受給すると、その間に不均衡が起るからということの理由でこの中曾根総理の言つた実質的価値を長年にわたる維持できないような状態に置くといふことが相殺できない。あなたはできるというのかしらぬが、私はできないと思ふんですよ。だからひとつ中曾根総理のこの本案議答弁と今起こつてゐるこの問題等に対する矛盾をどう解決するのかというのを、これ文部大臣としてはつきりさしてもらいたい。その世代間のどうこうじゃなしに、何か年金額の実質的価値を長年にわたる維持するといふことが共済年金の機能であると、だからその機能というものを今回は發揮しないような状態をあなた方は今起こさうとしてゐるんですよ。そのことに對する合理的な理論的なあなた方の答弁とか理解を求めていく中身というものが、私はそのことを本案議で言つたんですが、それは全然出てこない、これだけやつたんです。

文部大臣として、一体、私が言つてゐることと實際起こつてゐることの矛盾をどういうふうに解決されますか。

○国務大臣(松永光君) これは制度、仕組みの問題でございますが、今までの制度に基づいて得ておる権利並びにそれに附帯する期待について一切手を触れないといふことであるならば、これは制度間不均衡の是正あるいは世代内の負担と給付の公平、あるいは世代間の負担と給付の公平といふものは実は図つていけないわけですよ。そうでありますけれども、しかし、現に裁定を受けて年金をもらつてゐる人につきましては裁定がえをしますが、現在もらつていらつしやる額は保障いたします。ただ、先ほどおつしやうしましたスライドの一時停止という問題であります、それは全体としての制度の長期的な安定を図るためのやむを得ない措置として御理解を願ひなければ御頭申したような公正が図つていけないということ、御理解をお願いしたいわけでありまして。

○本岡昭次君 まあ、これ以上やると水かけ論になるように思ひますので、まだ質疑も続きますし、我々とのすれ違いをどうするかという問題の調整する場もほかにあると思ひます。したがつて、私は中曾根総理の言つてゐる年金額の実質的価値を長年にわたる維持するといふ機能を持つ共済年金制度のこの信頼、ここに信頼があると申すんですが、それを失わないためにどうしたらいいかという問題をこれから考えてもらいたいと思ふんですよ。六年間も、さらに七年、八年という人もおるかもしれぬ。しかし、もう一方で、あなたの方の言つた世代間の均衡、これも大事にしなきゃいかぬと思ひます。これからの人は通年方式で、厚生年金方式でいくんですからね。これも大事です。だからその両方をどう調整するかという問題がある。

だから我々は、今までの共済年金方式で年間四百万も四百五十万ももらつてゐる人の分と、それから年間三百万前後しかもらわぬ人という、そういう過去の共済年金方式によって有利に年金が計算された人とそう変わらないという人と、こうあるわけなんです、やはりこれも一律にやらないで、どっかのところによつと線を引いてそして調整するとか、あるいはまた激変緩和といふようなものをそこに入れて、そして年金額の実質的価値が大幅に下がることのないように価値を維持していく努力、それは現給を支給するといふのも、価値を維持する一つの努力だと思ふけれども、しかし、これが六年も七年にもわたつてやる

という機能を有するんだと。いいですか、世代間扶養の仕組みにより、世代間の均衡によつて実質的価値が下がつても構はぬとは言つてないんですよ。世代間扶養の仕組みによつて年金額の実質的価値を長年にわたる維持するといふ機能を有するものであります。この機能を今今回の改正によつて果たさなく、機能が維持できなくなつた方はしょうとしてゐるんですよ。だから、この中曾根総理の答弁と具体的に今起こらうとしてゐることの中における整合性というものを、矛盾といふものをやはり解決しなければいけない。今文部大臣が言つておるようなそんな世代間の均衡でこれから法改正によつて受ける者が厚生年金方式で受給すると、その間に不均衡が起るからということの理由でこの中曾根総理の言つた実質的価値を長年にわたる維持できないような状態に置くといふことが相殺できない。あなたはできるというのかしらぬが、私はできないと思ふんですよ。だからひとつ中曾根総理のこの本案議答弁と今起こつてゐるこの問題等に対する矛盾をどう解決するのかというのを、これ文部大臣としてはつきりさしてもらいたい。その世代間のどうこうじゃなしに、何か年金額の実質的価値を長年にわたる維持するといふことが共済年金の機能であると、だからその機能というものを今回は發揮しないような状態をあなた方は今起こさうとしてゐるんですよ。そのことに對する合理的な理論的なあなた方の答弁とか理解を求めていく中身というものが、私はそのことを本案議で言つたんですが、それは全然出てこない、これだけやつたんです。

文部大臣として、一体、私が言つてゐることと實際起こつてゐることの矛盾をどういうふうに解決されますか。

つ検討していただきたい、このことを要望しておきます。

それから次に、先ほど文部大臣が柏谷理事の質問に対して、私学共済も今は健全だけれども、今やっておかなければ将来大変になるんだという、オオカミが来るぞ、オオカミが来るぞみたいな話があるんですが、しかし、私が持っている社会保険制度審議会教理部会第一次報告書というこの資料です。「各保険者における年金財政の将来見通し」の概要、「直近の財政再計算結果」というのを見ますとね、そんな、大臣が二十一年でマイナスになるといふふうなことは出てないんですよ。これを見ますと、昭和五十四年から昭和百三年まで五十年間を私学共済は見通して、現行法に基づいてどうなるかという試算をやっているんですよ。年金額の改定率六％、それから標準報酬の上昇率六％、予定運用利回り七％として、それから今後五年ごとに一・八％再計算をして上げていく、六十年度には一・〇・二を二％にするという起算のもとで、そして段階的に拠出金、いわゆる保険料を引き上げていけば百三年までマイナスにならない、単年度収支がゼロになるときは、これは百三年度まではゼロにならない。そして、最高保険料も百三年で二・六・四というふうな試算しておる。今度の方は二・八・二とか二・八・九とか二・八・までいくんですよ。ところが、私学共済五十年見通してもならない。今のままの状態に据え置いても昭和九十年までは積立金がゼロにならない。単年度収支が昭和八十一年までマイナスにならないというんですよ、何も引き上げないで。だから、大臣が二十一年後はマイナスになる、三十年後は大変なことになります言うけれども、全然そういうふうな試算になっていないんですよ。にもかかわらず、私学共済が他の共済と横並びで変えられなければならぬ。変えるのはいいけれども、百三年までに退職して、退職金やいろいろな年金の給付を受ける現行法に権利を持っている人も一斉に全部、先ほど言ったように、年金スライドもなくなる、併給もなくなるといふこと

によって、ずっと全体の水準も落とされていくんですよ。これは私学共済年金の組合員にとつたら、こんなむちゃなことがあるかということになると思うんですよ。百三年まで、今から四十年も五十年も先まで安泰だと、こう言われておる年金におる組合員が、なぜ我々の組合員が、現在のままいつても現在の現行法どおりの給付を受けられるものが、なぜ水準を下げられたりスライドを停止されたり、併給調整をさせられたりするんだということについて、一方はもうパンクしそうになつたとか、もう何年かのうちにすぐこうなるだろうと、目の前に見えておるところと、これは見えへんでしょ。僕は、私学共済がそういう状態に對する合理性というものはどこにもない。公的年金一元化というにしろの御旗のもとに、こうした優良な健全なものまで組み込まれていって——制度はよろしいですよ、しかし組合員がおるんですよ、三十三万人という。現在の仕組みの中でそれを契約して皆入っておるんですよ。これについて、僕は答えが出せぬと思うんですよ。どうですか文部大臣。そんなオオカミ少年みたいな話でおどかして、これは、私学共済はそういう実態でないですよ。

○政府委員(五十嵐耕一君) かなりテクニカルな面にわたりますものから、まず私の方から御説明をさせていただきますと思います。

確かに、年金数理部会の資料によりますと、昭和百三年度におきましては千分の二百六十四という千分の掛金率ということでございますが、実は、年金数理部会におきましての計算方法をまず申し上げさせていただきますと、昭和六十年、六十五年におきましては掛金率を上げていくというふうなことでつくっているわけでございます。それで、先生のおっしゃいましたように、五年ごとに千分の十八ずつ引き上げていくということでございます。

ただ、これは私どもが承知している限りによりますと、百三年の千分の二百六十四とあるわけではございませんで、その後もさらにやはり引き上げていかなくてははいけないというようなことになりまして、一応、先生の御指摘の私学共済年金の五十五年の財政再計算におきましては、昭和百三年度以降においても掛金率はさらに引き上げざるを得なくなりまして、昭和百二十年の千分の三百三十六までいくというようなことで推計をしているわけでございます。

それで、私どもの収支見通し、これもかねてから申し上げているところでございますが、これにつきましては、改正案によります収支見通しにつきましては、昭和六十五年に現行の千分の百二十から百二十に引き上げまして、以後五年ごとに千分の十八ずつ掛金率を引き上げていくということと、昭和百十年度の千分の二百八十二を上限として安定的にいけるんじゃないかという見通しを立てている次第でございます。

○本岡昭次君 新しいものがあるんなら、ちょっと出してください、これと同じようなもので。これが古いんならね。これで見えていくことは私学共済の将来の見通しということに誤りを来すんなら、そうでない、これで見えてくださいというものを提出していただきたいんですがね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生のお示しの資料でございますが、これは誤りはございません。このとおりでございます。それは、ですから私が今申し上げておりますのは、昭和百三年度まではなくて、さらに先の方まで見ていかなくてははいけないというふうなことであるということでございます。

○本岡昭次君 そうすると、文部大臣が二十一年後はマイナスになるといふのは、あれはちょっと撤回してもらわなければいけませんね。百三年までマイナスにならないと書いてあるのに、文部大臣、二十年いたら昭和八十年にマイナスになるとおっしゃる、さっきから柏谷理事の質問に對して。私学共済ってそんな大変なんかなというところなんです、ずっと引き上げて——現行拠出保険料を据え置いた場合は——据え置いた場合は、計算をして上げていくのはこれは常識なんで、現行を据え置いた場合というものを想定して大変になりますよなということ、それは文部大臣、そういう話はおかしいので、それは当然五年ごとに再計算をやって、そして保険なんですから保険数理に合うたように上げていかなければならぬのですからね。だから、各年金は保険料がばらばらでしょ。国鉄共済のようにもう二〇％になるところがあるかと思えば、もう一七％があり、私学のように非常に低いところがあるというのは、保険数理に基づいて決めてあるからであって、そんな保険料も絶対上げないでいつたら何年までもちます、そんな乱暴な話というのはないわけで、それは文部大臣らしくない答弁だと私は思うんですよ。だから、私学共済は百三年までずっと保険数理に基づいて適正な引き上げをやっているわけばもつ。それは百二十五年には三〇％を超すという想定があるにしても、三〇％というのははかの年金は全部昭和八十年、九十年に皆到達するから大変だと言っているんですよ。だから、私学共済一つとつたらそういう近い将来大変だということにならぬ。五十年、六十年先に大変だということが来るので、それともう目の前に大変だということがなぞ一緒にされなければならぬかという合理的な説明をしなければ、我々は私学共済を論議しておるんですから、年金一元化を論議しようと思つても、先はわからぬとおっしゃるんですから仕方がないので私学共済論議しておるんですけれどもね。

だから、そういう意味で極めて健全なこの私学共済をなぜ現在の組合員に對してそういう不利な状態に追い込んでいくのかという問題を、極めて他の保険と違つた説明がなければ私は納得できぬですね、これだけの安全な健全なものを。そこに年金担当大臣もおられますけれども、これはもうほかと違つた説明が私は必要だと思いますよ。どうですか、文部大臣。

○國務大臣(松永光君) 本岡先生ね、まさしく文部大臣らしい話をしちゃったわけなんです、年金

のことについて余り詳しくない私でありますから。

そこで、先ほど来申し上げておるのは、現行掛金を据え置きするならば、もう先生御承知のとおり組合員はふえない、三十四万のまま、そして年金受給者は二十年後には四・四倍になり、三十年後には六・五倍にもなるということでありまして、そこで現行掛金を据え置きするならばということを書いてなかつたならばつけ加えて申し上げるわけでありまして、そうなる。しかし、仮に掛金を改定していったとしても、現在のよう組合員三十四万で受給者一万五千などというのが、組合員はそのままで年金受給者の方が四倍になり六倍になるということは間違いありませんから、大変な状態になることは私ごととき大ざっぱな男でも実にはわかるわけでありまして。

それともう一つは、やはり日本国民たる者、官にあらうと民にあらうと、どんな業種におらうと、やはり公正な年金というのが望ましいことであるうというふうに思ふわけでありまして、自分たちの制度はまだまだ豊かであるからというわけ、おれたちは別だということも実は通らぬような感じがするんでありますが、そこでやはり世代内、世代間として制度間、それぞれ公正なこの公的年金制度を樹立していく、そして全体として長期にわたる安定した公的年金制度の樹立がなされるようにしていくというのが今度の改正の実は趣旨なのでございます。大ざっぱで恐縮でございますが。

○本岡昭次君 だから、二十年間かけて年金の全体の調整をしていくというその二十年間というのも、やはりそこには二十年というところに大きな山が来る年金制度があるからという想定だと思ふんです。そうしたら私学共済というのはこれ五十年から先です。二十年度で調整するものを五十年で調整したって構わぬという理屈が出てくると思うんです。だから僕は、一元化というものがどうなるか全然わからぬとおっしゃる。それまでとの間それぞれ各共済ごとにやってもらっているという

いうこともあり得るというふうな想定です。からね。私学共済は私学共済としての今日までのやってきた中身というものを、やはり独自性というものをもう少し加味してやれるという状況がなかったらいかぬのじゃないかということも僕は強調しているんです。これ、またもう一遍適合審査でもあったらそこで横並びのことでやりたいと思うんで、そういう私学共済の持つておる特色があるというところを文部大臣はよく考えていただいてこの改正の具体的な処理に当たっていただきたいというところを強く要望しておきます。

それでそれに関連して、前回質問したときに私学共済への国庫負担の推移を聞きました。そこで明らかになったことは、要するに、昭和六十一年では現行百億、改正になれば百五十億円要ると。七十年には現行では二百二十億円、改正になったら二百五十億円。八十年で現行で四百十億、改正で三百五十億円と、初めて八十年になつて、二十年後になつてこの改正の方が国庫負担が少なくなるんですよ。大体現行法の方が国庫負担が多くなって改正の方が国庫負担が少なくなるというこの常識なんです。どういうわけか六十年から七十年の方はこれ改正した方が国庫負担が多くなるんですよ、私学……。

なぜこういふことになるのか。国庫負担というのは今度新しい改正法では基礎年金に対して三分の一補助してくるということですよ、基礎年金に対して三分の一を補助するということですよ。すると、実際六十年に百五十億の負担が要するということは、一方三百億の拠出金をしておるということになると思ふんです。で、この三百億分の果たしてそれでは一体基礎年金を私学共済の皆さんがもっているのかというところがそこで想定できるんです。現行で百億でよいものが百五十億というの、私はこれ明らかに私学共済は他共済の財政調整にこれ使われているというふうに見ざるを得ぬですよ、これふえるというところは、私の想定は間違っていますかね。現行よりも多くなる、国庫負担が。しかし、負担が多くなつても、

それは私学共済に關係ないんですよ。基礎年金のところにそれだけのものがふえるということなんです。ということはそれだけの持ち出しを私学共済が拠出金でやっているんだと。みずからの基礎年金の支給の必要もないのに出して、そこへ国庫負担金が重なっていく。それは全体としての基礎年金を潤していく。そうするとそれはどっかへ流れていくと、こういうことでこの二十年近くはこれ財政調整のために私学共済が使われていくというふうなこの国庫負担金から私は考えざるを得ぬのですがね。どうですか、これ、文部省と厚生省。

○政府委員(五十嵐耕一君) 現行制度は、先生御案内のとおり、給付額の約一八%と若干の財政調整分を入れますと約二〇%ぐらいの補助金をいただくということでございます。

で、現行におきましては、先ほどから御議論のございましたように、私学におきましては現段階におきましては成熟度が非常に低いというふうなことがございまして給付額に対する補助も少ないというふうな状況でございます。

で、改正案につきましては、先生御案内のとおり、基本的には国民年金、基礎年金に対します拠出基金ということでございまして、その三分の一を各共済組合からお出しするというところでございまして、その出し方につきましてはこれは賦課方式、もうこれも先生の御案内のとおりでございますが、それで現実に要ります全体の給付費につきまして組合員と被扶養の妻の頭割りですというふうなことで、金額につきましては当初は多いと。ただ、先ほど大臣から御説明申し上げましたように、だんだん私学共済組合の成熟度があふるに従いましていわゆる現行制度に基づきます給付に対する補助がふえていくというふうなことに相なるわけでございます。

○本岡昭次君 厚生大臣。

○政府委員(山内豊徳君) ただいまの点、基礎年金に關する拠出金と給付費の關係でございますが、私の方から御説明させていただいたんでござ

います。先生御指摘のように私学共済という一つの制度だけとりますと、国庫負担の額がふえたというところは言いかえれば基礎年金の費用に出す拠出金の額がそれだけ大きいということでございます。私ども、各共済組合トータルでは実はそこが、負担金と給付費がちょうどとんとんになるといふふうに大きく見ておるんでございまして、個々の共済組合では、今文部省の総務審議官がお話のように、そういう事情が出てくるかと思ひます。これはひとえに先生も今冒頭に、初めに御指摘なさつた私学共済が保険集団として現状では給付を受ける人の割合少ないグループであるために、頭割り負担しなければならぬ拠出金の方が多い出てくる状態であると。それが先生がお話のあつたように約二十年ぐらいにおさまつてくるといふことはあるかと思ひますが、私ども共済組合全体では実は持ち出しにもそれから取り込みにもならないという試算をしております。

○本岡昭次君 だから、今度の改正が財政調整という意味合いが非常に強いということを——基礎年金を通して財政調整しているんですよ。全体として、共済年金の財政調整はしております。これは昭和六十五年にするのか七十年にするのか、まあ今のところ六十五年にするという計画があるようですが、もう既に基礎年金の段階でこれ財政調整をやっているんですよ。出す必要のない金をもう私学共済が出して、そしてほかを助ける。それを大蔵大臣が労働者の連帯というふうなことで——それはまあそう言うてしまつたらいいで、そうしたらもつとはつきりと、全体としての国民年金を助けるのか、どっかの共済年金を助けるのか知らぬけれども、どこそこのこういうものがある、それに対してそのほかの年金から応援してもらいたいんだと、だから基礎年金というの、これは二十年間は財政調整という意味が非常に強いんだという、やっぱり現実起こってくることを、僕もこれを見て初めて気がついたんですよ。ああ、これはもう大きな財政調整が二十年間行われるんだということですよ。やっぱりその

ことは私学共済として、あなるほど、二十年間自分のところの必要のないものを他の共済に対して財政調整をしているんだと、いわゆる基礎年金を安定させるために。そうしたものをとつとやっぱり明らかにせぬと、我々は何にも知らされないまま、世代間の均衡とか負担と給付の、何ですか、これも均衡ですか、あるいは長期にわたる安定とかと言いつつ、個々の共済については具体的に何にも示されていない。それでこういうことが行われる。僕はけしからぬと思うんですよ、こういう本当のところは明らかになつてないことを。だから厚生省、やっぱりこれは財政調整でしょう。これ、二十年間は基礎年金を通して財政調整をやっているということなんですよ。これをあなの方認めないかぬですわな。

○政府委員(山内豊徳君) その点は、今回改正の基礎年金の導入と申しますか、これをどういうふうにご理解いただくかというので非常に大切な点でございますが、先生の財政調整という言葉をそのまま使わしていただくかどうかは別として、そういう意味での基礎年金が給付面と負担面というわけその限りでは公的年金の一元化になっているということとはたびたび厚生大臣からも御答弁しているところでございます。

実は、これは去る厚生年金、国民年金法の改正の国会におきまして、五十九年度価格ではございますが、計数としては非常に将来にわたる荒っぽいものを示したこともございますのですが、先ほどちょっと申し上げましたように、共済組合トータルでは提出と給付がバランスがとれているわけでございますが、六十一年度のそのときの試算によりますと、実は民間サラリーマンの厚生年金から約二千億ばかりが国民年金の自営グループの方に流れる形になっております。ただ、これが長い目で見ますと、昭和八十年ごろを境に実は民間サラリーマンの厚生年金の拠出分が共済グループにも流れるという現象が出てまいりました、私学共済だけをとるとそうじゃないわけでございますが、共済全体として見ますと、昭和七十年度の

試算で逆に民間厚生年金グループが三千億の持ち出しになりました、そのうち二千億は共済グループに、一千億が国民年金グループになる。さらにその先を見通していきますと、実は国民年金の方が逆に厚生年金を助けるという言葉はあれでございますが、バランスがとれるようになっております。この点は、私も端的にPRしたつもりでございますが、確かに先生御指摘のように、基礎年金をつなげたということでは負担面でも給付面でも各制度がいわば同じ負担と同じ給付につながったという点では、一つの私ども調整が行われたということをお認めおつてもいいと思います。

○本岡昭次君 基礎年金、私は基本年金というふうにご認めておるつもりでございます。し、今までは個別の仕組みであったわけですが、国民年金、厚生年金、共済年金グループと言いますが、私学共済は私学共済として独自の歩みをしてきたんですよ。とすれば、今までの独自の歩みの中でやはりうまくいったところ、失敗したところ、いろいろあるんですよ。だから、どんな場合でも、そして国民年金は一体どうであったのか。今までもうまいことだったのか、いかなかったのか。これから先もうまいことか、いかなかったのか。これを一つ一つはつきりさせた上で、そして財政調整をやるならそういう意味でやる。責任の所在が不明確のまま突っ込みでやっていくというやり方は私は賛成ができません。賛成できない。そういう意味で、この財政調整という問題があるならあるで、やっぱりはっきりと基礎年金を通して財政調整というものをやらしてこられてるんですよ。それは年金のこの制度のことをこう補うためですというようにこのことを明らかにした上でやってもいいというようにこのことを強く要望しておきます。

それと関連して、今度は私学共済の例をとって、要するに一体これから私学共済が基礎年金との関係でどのようになっていくのかということ、が明らかにならないんであります。この基礎年金

給付料と基礎年金拠出金の比較ということで、国民年金、厚生年金はこれは厚生省の方で、これから昭和百二十五年、西暦で二〇五〇年まで各厚生年金なりあるいは国民年金、船員保険、共済年金に対して基礎年金の受給者がどれだけになっていくか。それからまた、基礎年金に対する給付総額はどれだけか、各年金ごと。それからまた、そのために必要な拠出金というのはそれぞれどれだけかというこの資料を提出されておるのであります。私はこのことは極めて大事だと思うんですよ。基礎年金というものを新しく入れたら、基礎年金というものを通して一体各共済がどういうかわかりを持つということ、これがはつきりしないです。それでは今この私学共済の問題を論議して

と云った、出せないと言ふ、出せないなら私は審議できぬと言つたのです。基礎年金がさっき言つたように財政調整の色合いを極めて強く持つて、これからどういうふうになるのかということをおわからぬまま我々が論議しておつて、極めて無責任なことになると思う。だから、そういう意味で私学共済はそれでは一体これから二〇五〇年までのように基礎年金のいわゆる給付を受けていくか、それになるのか、これからどうなるか、い

ますというなら、これにそれがふえていくのか。そのときに一体基礎年金の給付額はどれだけか。それに対する拠出金はどのようになるか。それについて、一階建ての部分を私たちが何にも知らずに二階の部分を何ば論議したって意味がない。そういう意味でこの資料を提出してもらいたい、どうですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) まず、第一点の基礎年金の対象者がどうなるかということでございますが、例えば私学共済関係の……

○本岡昭次君 だから、資料が出せるかどうかだけ答えてください。

○政府委員(五十嵐耕一君) 第一点の受給者数につきましては、これにつきましてはいろいろな要

素が考えられまして、私学共済独自としては算定が非常に困難なものでございまして、お出しすることは難しいということでございます。それから拠出金額につきましては、これにつきましては厚生省さんの方から拠出金単価の試算が示されておまして、それに対してはそれに対応いたしたかというところは出さざるというふうに思っています。

○本岡昭次君 厚生省は全体の基礎年金に責任持っているんですから、共済年金に第二号あるところから推移していくかという資料をお持ちであると思うんですよ。ここに出てくるから、推計にしろ。私学共済の方はこれ出せるんですか、出せぬのですか。

○政府委員(山内豊徳君) この点、結論から申しますと、共済トータルとしての私どもの推算、試算はございまして、その中の個別の共済については私どもとしましては確かな見通しを出すことができません。これはお手元におありかと思いますが、四共済と申します共済組合全体を通じれば六十一年時点では昭和百二十五年、二〇五〇年では三百八十万、三百九十万

ぐらいのオーダー、ほぼ二倍以上になる。そういう大きな傾向は共済組合全体として間違いないんじゃないかという計算をしております。

○本岡昭次君 だから、昭和六十年が百六十万で、それから昭和百二十五年が三百六十万というところで、あとずつと試算がここに私の資料で持つておるんですが、個別の私学共済が計算できないで共済年金全体を出しているというののも随分乱暴な話だと思ふ、これは委員長にお願いしたいのですが、我々は今基礎年金という一階建ての部分、これ全然わからへんのですよ、私が言っているようにどういうふうにかからなっていくのかということ。だから、文部省と厚生省にぜひ

とも私学共済が一体基礎年金に対してこれからこの資料に出ている二〇五〇年までどういうふうにかかわっていくのかという資料を私はぜひ出してもらいたい。次の審査までに出してもいい。でなければ、私たちは私学共済に責任を持つとするわけですから、その私学共済が拠出金を出していくについてもやっぱりなぜそれだけの拠出金が必要なのかということについての責任をこちらが持たなければならぬわけで、厚生省がこれだけ出してくれと言ったからはいはいというふうな形ではないと、やっぱり独立した共済なんでしょう。ぜひそれはひとつやっていただきたいと思うんです。

○政府委員(五十嵐耕一君) 恐らく、共済組合に加入していたものが基礎年金をどのように支給されるかということにつきまして、恐らく基礎年金でございまして、いろいろな制度からいろいろな制度に渡り歩きながら動くというものが相当の数があるというようにございまして、私学共済だけとして出すというのは非常に私どもは難しいというふうに考えるわけでございまして。

○政府委員(山内豊徳君) これは推計の事実にかかることでございまして、私ども共済組合トータルのようなそのくらのけたの数字になりますと、実は厚生年金加入者との割合とか男女別の割合などを加味することで推計ができるのでございまして、確かに先生がおっしゃるように、それぞれの共済組合積み上げて推計をしていないために、その点は私どもとしてもこれ以上の数字をお示しすることが難しいかと思ひます。ただ、先ほど文部省の御答弁ございましたように、もし一人当たり単価を私の方で一定の数字をお示しすれば私学共済として拠出する額は幾らになるかは、これは非常に推計ではございまして、お出しただけのじゃないかと思ひますので、その点は事務的に少し文部省と相談させていただきたいと思ひます。

○本岡昭次君 とにかく基礎年金部分に関して私学共済がどういうふうにかかわっていくかと、二

〇五〇年まで出せへんのやったら出せへんでいいんですよ。昭和百年までやったら出せまうとかいうふうには何か基礎年金とかかわり合いについてきちんとした資料を、将来にわたってどうなるのかというものを示していただきたい。

先ほど抽象的に、いや初めはよお助けておるんだけれども、いやだんだんこっちの方がもうううになるってそんな抽象的な話じゃなくて、数字の上で具体的に、初めはどこの年金に対する援助をやっているんだと、それからこの年度になったらこうふえてきて、それは我々はこちらもうんだという関係をはっきり示してもらわなければ、我々これ私学共済を論議した委員として一体何を審議したのかということをはっきりしない限り、よ。だからそこを言われると思うんです。私は委員会の審議をやっぱり終わらすことはできないということ強く申し上げて、委員長は責任で委員全体にその資料をはっきり渡せるようにしていただきたいということを要望して終わります。

○委員長(林寛子君) 文部省と厚生省で相談してお計らいいただきたいと思ひます。

午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時一分開会

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○中西珠子君 まず私学共済のこれから先の財政見通しについて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生の私学共済における財政見通しでございまして、昭和五十五年の一月に実施いたしました所要財源率の再計算結果を踏まえて、組合数を昭和六十二年以降一定、

給与改定率及び年金改定率六%、それから資産運用利回りを七%といたしまして掛金率を据え置くものといたしまして計算いたしますと、単年度収支は二十一年後の昭和八十一年度、それから保有資産は三十年後の昭和九十年に赤字に転じるというふうな見通しを立てている次第でござい

す。

○中西珠子君 収支比率も非常にいいわけですね。五十八年度末ですと四三・二%だし、成熟率も非常に低いということですし、けさほどの審議の中にも出てきましたけれども、拠出保険料を段階的に引き上げる場合は百三年までは積立金もゼロにならないし、単年度収支が負にはならないというところで、これは確認していただきます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先ほどございました御議論でございまして、これにつきましては一定の仮定がございまして、それでその場合には掛金率を引き上げた場合にどうなるかというふうなお話でございまして、掛金率を千分の百二といひますものを徐々に上げていくというふうなことでございまして、先ほど御議論出ておりましたのは、昭和六十年に掛金率を千分の百二から百二十に引き上げ、以後五年ごとに千分の十八ずつ掛金率を引き上げますと、昭和百三年の掛金率は千分の二百六十四となるが、その間の単年度収支は赤字にならず、積立金もゼロにならないとされているというところでございまして、これにつきまして、昭和百二十年までやはり掛金率を引き上げていきたいと思います、それが約千分の三百三十六になるわけでございますが、そこまで持っていけないとやはり現行制度のままでは安定しないというふうなことでござい

ます。

○中西珠子君 現行制度のままでは安定しないとおっしゃいますが、ほかの公的年金に比べますと非常に私学共済は財政状況がいいし、とにかく全然掛金を上げなくても二十年の間は全然赤字にはならないということですし、積立金も九十二年まではゼロにはならないということなんです。そ

れで、衆議院段階から非常に論議が出ております六万人という数字が出ておりますけれども、そういった何万人という不利になる方が出ることがみすみすわかりながら今回の改正を年金の一元化という名のもとにどうしても急いでやらなければならなかったのかどうかというところが私は腑に落ちないし、また組合員に対してどのようにそれを説明すればいいのかわからないので、文部大臣はどのように御説明になりますか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど審議官が答えましたように私学共済は、ほかの公的年金制度に比べて現在のところは極めて安定しておるわけでありまして、それからまた当分の間は安定していくわけでありまして、しかし、これは先生もよく御承知のとおり、なぜそうなっているかという、制度が新しい、それから制度発足当時四万人か五万人でしかなかった組合員がその後私学の増加に伴いましてどんどん組合員が増えて現在三十四万人に達しておる。一方、制度が新しいということもございまして、年金を受給している人は一万五千人である。将来を展望いたしますと、この組合員数がふえるというところは予想されません。御承知のとおり、もう幼稚園の方は園児数の減少に伴いましてもうこれ以上ふえないということとはつきりしておるわけでありまして、また高等学校の場合にも、十五歳人口の減少があと二、三年すれば始まるというところでありますので、これまたふえませんが、大学の場合には少しはふえるかもしれないけれども、そこで総計すれば組合員数は現在の三十四万人台というのがずっと続くというところが予想されるわけでありまして、一方、年金受給者は大変な増加をするわけでありまして、現在の一万五千人が二十年後には約四倍になると六万六千人になる。そして三十年後には六・七倍、十万人を超すようになるというところを考えると、組合員数は一定しておるわけでありまして、ふえないわけでありまして、年金受給者が四倍とか六倍とかいうことになることを考えれば、その時点になりますというところ、大変財政的

たいただきますが、その場合には、退職年金が現行でございまして十六万六千三百円と、これは月額でございしますが、なりまして、それが制度が完成した時点でございしますが、これが十四万三千三百円

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の制度改正に当
合員なんかどう思ったって構わないということな
んでしょうか。とにかく、どのように御説明なさ
いますか、お願いをいたします。

ら成るとおっしゃいましたけれども、この比率はどういうふうになっておりますか。何名ずつになっておりますか。

○参考人(保坂第二君) 構成は組合員代表者二名

ますと、現行制度の方が有利、補助額が高くなる。ただ、この三分の一補助の基礎年金に対する拠出金、そういう三分の一補助につきましても、やはり四百三十億円という、九十年度におきまし

て四百三十億円というような額の増加を見ているということも御理解いただきたいと思えます。

○中西珠子君 結局、九十年ぐらいにならないければ国庫負担は低いということには、現行法と比べてならないわけですね。

それで、現在改正法の中の九十四条の二に、共済組合は「毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を」納付することになっていると、こうなっていますけれども、基礎年金拠出金の額はどのようにしてお決めになりますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの九十四条の二でございしますが、これは基本的には厚生年金からその被保険者及び被扶養配偶者の数において国民年金拠出するということの根拠が書いてあるわけでございますが、これは具体的には厚生年金のことでございますが、仕組みにつきましてはただいま私学共済年金について御説明申し上げましたものと同じでございまして、この規定が基本的に今度改正されます私立学校共済組合法の対象となるものについても適用になるというようなことでございます。

○中西珠子君 私学共済の加入者並びに被扶養配
偶者の数に応じて拠出金が出るわけですね。そう
いうことですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) そのとおりでございます。

ちょっと細かく説明を申しますと、具体的な基礎年金拠出金でございますが、これは基礎年金の給付に要する総費用というのが出てまいりまして、それを案分比例する。それは国民年金の被保険者総数の中で各共済組合あるいは厚生年金側の被保険者総数と抱えております、私学共済でございまして私学共済の被保険者総数とその被扶養配偶者総数といふものの案分比例で拠出金を出すということです。

○中西珠子君 案分比例にいたしましたも、加入者數と被扶養配偶者數が割合と多くて、しかもその年金受給者が非常に少ない、成熟度の低い私学の

共済というものが基礎年金に必要な拠出金を数に
よる案分比例で出すということは基礎年金の財源
は三分の一を国庫負担と、それから三分の二とい
うものは各年金制度から出るといふことでござい
ますけれども、そういう成熟度は低い私学共済で
拠出を基礎年金に対してやるといふことは、けさ
もちょっと議論が出ましたけれども、結局のとこ
ろ、当分の間は財政調整ということになるのでは
ないかと、こういう点を私学共済の加入者に対し
てどのように御説得なさいますか、お伺いたし
ます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今度の制度の基本的な立て方は、なるべく各制度間におきましてばらつきをなくそうというようなことで特に給付面を中心とした調整を行うということでございまして、そういう調整をいたしますにはまず共通のものを設ける方がいいであろうというようなことで、共通の部分として国民年金法を使いました基礎年金といいますがものを入れたということでございします。そこの中におきまして、従来保障されなかった、年金権の保障の非常に弱かったサラリーマンの方、私学共済で言いますとお勤めになっていく教職員の奥様方で仕事を持っておられない方、そういう方に対しても年金権を保障するようにしたということでございまして、その点が第一点でございます。

それからもう一つは、国庫負担につきましては、今までのいろいろな制度間でも違いがあった。例えば、成熟度の非常に高いところはそれだけ余計国庫負担がいって少ないところはそれだけ少なかったというようなこともあったり、それから率につきましても少しずつ違っていたというようなことはございますが、今度は国庫負担といいますものは全部基礎年金のところに集中した、そういう意味におきましては全部同じであるということでございます。

それからもう一つは、当初持ち出しが多いではないかというようなお話ですが、それは国民年金の負担の仕方につきましては賦課方式と

いうことをとりましたので若干そういう要素があり得るということですが、先々国民年金をずっと維持していきます場合にはそれがだんだんバランスがとれたものになってくるというふうに私どもは理解しておる次第でございます。

○中西珠子君 その初めの一つの理由としてお答
げになりました加入者の専業の主婦です、被扶
養配偶者、この人たちは保険料を払わないので基
年金が与えられることになるから非常にいいので
はないかというのですが、逆に共済に加入してい
る、殊に私学共済に加入している共働きの婦人

といふことですね、こういう人また独身で私共済に加入している人、こういった人たちが結局自分たちの保険料で被扶養配偶者の年金もカバーするということになるという不満が非常に多いですね。これをどのように御説明いただけますか。私はその不満ばかり聞いておるものですからちょっと何と説明していいかわからないので、何とかいい説明の仕方を教えてください。

○政府委員(五十嵐耕一君) まず一つ御理解いただいたのは、今度の掛金負担でそういう問題が出てまいりますのは基本的には基礎年金というもの

のを導入したということにあるわけでございますが、その基礎年金をどういう形で保障するかということがあるわけでございますが、やはりサラリーマンの奥様方に継続して安定的な年金を保障するためにはその拠出金の支払いというのをむしろ共済組合がまとめて行った方がいいであろうというようなことがございまして、それでその場合にいわゆる掛金をいただくのはどういう形がいいかといひますのはやはり従来から所得に応じていただくというのがよろしいのではないかということとでいただいております、これは、例えば短期と中期と長期におきましても、家族の方の療養費といひますものも短期給付の中に入っているわけでございますが、その場合でも、やはり掛金といひますものは同じであるというようなことはございまして、確かに、先生御指摘のような意味では共済の方が余計お払いになっているというよう

うなこと、あるいは単身の方が余計お払いになっているということはあるわけでございますが、その点は、やはり社会保険といえますのは基本的に報酬に応じて掛金もいただくということが一番いいのではないかと。それが今までの共済組合のやってきた方式でございます。

それからもう一つは、報酬比例の部分につきましてはやはりサラリーの額に應じて、これはすなわちわち掛金の額に應じてそれだけ年金が高くなるといふようなこともございますので、そういう点で何かと御理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

○中西珠子君　二つ目の理由としてお挙げになった方についてでございますけれども、やはり共済年金拠出金を通じての財政調整を少なくとも二十年間ぐらいはやるんじゃないかということは否定できないと思うんですね。

それで、けき資料の御要求ございましたけれども、これはなるべく早くお出しただいて、やはりはつきりとした形というものを組合員の人たちにもわかってもらうという必要があると思いますので、この点は委員長にお願いしてあるわけですから、けれども、全員にお配りいただくように、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、単身の私学共済の人ではなくて、例えば共働きの私学共済の組合員であつて、そして夫に先立たれたというふうな場合ですね。その場合、婦人のための、自分が掛金を払つてきて、そしていただくはずになつてゐる退職共済年金と、それから夫の遺族年金とを比較した場合、夫の遺族年金の方が高い場合は、これは併給調整によつてすばつとあきらめて夫の方をいただくということになるわけでございます。それで、自分の一方の掛金は返つてきたけれども、併給調整は一律にかけられるものだから、自分の方はあきらめなければならぬということになるんですね。それが大変低い年金のときは大変問題になると思うんですけれども、この点はどうなんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今度の年金制度改革

におきましては、先生御承知のとおり、制度間あるいは世代間のバランスをとっていくということが非常に大事なものでございまして、各制度におきまして年金水準といふものをなるべく同じものにしていく、それで二つ以上のチョイスのある場合には一人一年金といふことの原則のもとにどれかを選んでいただくということでございまして、その中におきまして、例えば今回の制度におきましては、障害年金とか遺族年金につきまして、全体的な給付水準自体はいろいろな調整をしていただかなくては行けないわけですが、その中でかなり優遇をしているというところがあるところがございます、そういう点からやはり一つの年金を御選択いただくということが世帯間のバランスからいまして御理解いただかなくては行けない点ではないかというふうに思うわけでございまして、それからも一つ、掛金の掛け捨てではないかというふうなことでございしますが、例えば奥様になつておられた方が今度その後お勤めになつたことになりまして、その場合仮に勤められた分について報酬比例の部分は出ないとしてしましても、少なくとも国民年金部分につきましてはその分は加算されるというふうな仕組みになつておるわけでございます。

○中西珠子君 併給調整は、一律に併給禁止というふうなことでございしますが、例えば奥様になつておられた方が今度その後お勤めになつたことになりまして、その場合仮に勤められた分について報酬比例の部分は出ないとしてしましても、少なくとも国民年金部分につきましてはその分は加算されるというふうな仕組みになつておるわけでございます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 経過措置につきましては、各年金それぞれにつきまして給付水準等につきましては、行つて行つていまして、二つの制度にまたがりまして、経過措置につきましては、私どもといたしましては国民年金という原則を大事にしたいと考えては行けない、またそれ以上の経過措置を設けますと逆に先々の掛金負担にはね返ってくるというふうなこともございしますので、私どもといたしましては現行の経過措置

置というのが限度ではないかというふうに理解する次第でございます。

○中西珠子君 これは併給調整は一律の禁止というのには私はちょっと納得がいかないんですね。どうしても、限度額というものを設けて、一部は低い人については併給させてやるという温情のあるやり方をしなければいけないんじゃないかと。国民年金の原則というものは大切にはなければならぬとおっしゃいましたけれども、それは原則としては確かにそのとおりかもしれませんが、別にはこれは税方式による年金ではないわけでしょう、掛金や保険料をちゃんと払っているわけですからね。ですから、ちょっとこれは納得のいかない点であるということも多くの方が言っているというところをはっきりと申し上げておきます。何とかこれ考えていただきたいと思います。これは要望でございます。

それから、この間、既裁定者の裁定がえに当たつて、従前額は保障するけれども、スライドストップするといふその実態がどうなるかという資料をお出しくださいというところを申しましたら、お出しくださいというわけですね。それで、給与水準の高い人ほどスライドストップの期間が長いということなものでございしますが、このお出しいただいたモデルの中では、非常に長く六・三五年、六年以上ストップという人もあるわけでございます。これはやはり実質的な年金の水準というものは物価上昇によつて下がってくるんですから、従前額だけ保障しているから、額面は保障しているから構わないんじゃないかとおっしゃつても、一年ぐらいいいじゃないかとおっしゃつても、六年となつてしまつたら相当長い。そして物価上昇がどんどん進みますと、本当に実質的な年金水準というものは下がつてしまつたわけですね。というところは、既得権それから期待権の侵害というふうなことを考えますが、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 先生御承知のとおり、現在の組合員で将来年金額の裁定を受ける者は通年方式で裁定を受けるわけですね。したがって、現

在の若い組合員は、将来年金をもらうという時期になつたときには現在裁定を受けている人よりも低い額をそのまますつともらつていくという関係になります。そこで、世代内、もっと遠く言えば世代間の給付の均衡という点も考えなければならぬわけでありまして、そこで、裁定がえはするが、しかし既に権利として受け取つていらつしやる年金額は保障いたしますと、ただし、後の人たちは新しい方式の低いものをもらうということになるわけでありまして、それとの均衡等を考えますというところ、裁定がえによる金額が既裁定額に物価スライドによつて追いつくまでの間は物価スライドはしばらく待つてもらいますと。これは現に裁定を受けて年金をもらつていない人にとりましては実質的な意味では価値は下がります。しかし、その程度の世代間の調整をしないというところ、自分が持っている権利は一寸たりとも触れさせないというところであれば、これは世代内の公正であるいは世代間の公正といふものは図ることができないわけなんでありまして、そこで、本岡先生と長い議論をした点でありますけれども、しばらくの間だけ、しかもそのやり方が、先ほどお話がありましたように、比較的年金額の低い人については長く、年金額の低い人についてはすぐスライドが始まりますよというところ調整をした、こういうことなものでありまして、世代内、世代間の給付の公正といふことを考えれば、そしてまたそれをそのまますの物価スライドを続けていくということ、結局は自分たちの裁定額は少なくなる人たちが負担をしていくという関係も実はあるわけでありまして、やはり世代内、世代間の給付と負担の公正という立場で御理解をお願いしたい点だということでございます。

まして、現行制度の適用をするということにしてスライド停止は行わないことにすべきだと思つてはいるんですが、世代間の調整、世代間の調整、均衡とおっしゃいましたけれども、今度改正後の給付水準の問題につきましては四十歳から四十五歳ぐらいの世代が非常に不利になるということをお聞きしておりますが、どのようなことになりますか、お伺いします。

○政府委員(五十嵐耕一君) これは国民年金、厚生年金の改正法のときに問題になつた点でございしますが、先ほどから今後の給付水準の改正におきましては経過措置はあるというところを申し上げておるわけでございますが、経過措置は二十年をかつて行つたということが一つございまして、それでもう一つはいわゆる基礎年金でございしますが、これは四十年間ではほぼ金額をもらへるというふうなことがございまして、そういうことから二十年と四十年を引いた二十年の間ぐらひに達する四十代の方が非常に不利な扱いになつたというふうなことはございしましたので、国民年金、厚生年金の改正におきましてはその点の手当がなされておるというところでございますが、それでもやはり落ち込みはあるというふうな状況でございします。

○中西珠子君 この前、年金額の改定、一条の二項についてお聞きいたしましたけれども、これは賃金スライドも含むのだという御答弁だと思ひますが、これは法律の中にはっきりと明記するべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) ただいまの、文章をちょっと読ましていただきますと、私立学校教職員共済組合法の第一条の二というのがございまして、これが年金額の改定の条項でございしますが、「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。」というところがございまして、この中の「生活水準その他の諸事情」ということの中に当然ながら私どもは賃金も入るといふふうに読めるといふふうに申

上げておるわけでございます。

ただ、念のために申し上げさせていただきますと、厚生年金保険法で同様な趣旨の規定がございますが、その中では、国民の生活水準、その他の諸事情というところは書いてありますが、これは諸事情に著しい変動」ということの例示であるというふうに私も考えられますものであります。それから今のような御答弁を申し上げておるわけでございます。

○中西珠子君 それでは、その一条の二ということに、これは賃金スライドは「その他」というところの表現の中に入っていると、これは確認できますね。

○政府委員(五十嵐耕一君) そのとおりでございます。

○中西珠子君 それでは、改正法案の中の本則の二十三条について御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今回の改正におきまして本則の第二十三条の規定を改正いたしました。年金額の算定基礎となる平均標準給与月額につきましては現行の原則退職前一年間の平均から組合員期間全期間の平均をとるということにいたしておるわけでございます。

このようなことをとりましますようにいたしましたのは公的年金制度の一元化に向けて公的年金の制度間の整合性を図るということから公的年金の大宗をなす厚生年金と同様の算定基礎額をとることとしておるわけでございます。

○中西珠子君 それでは、改正法案の中の附則の第四条一項と二項と三項、御説明ください。

○政府委員(五十嵐耕一君) 改正法の附則の第四条第一項の規定でございますが、これは施行日、昭和六十一年四月一日を予定しておりますが、それ以外の組合員期間と施行日前の組合員期間を有する者につきまして、その施行日前の組合員期間に係ります平均標準給与月額を計算する場合の計算方法を定めたものでございまして、具体的に施行日まで引き続いておる期間に係ります標準

給与月額につきましては、施行日前五カ年間に おきます標準給与月額の平均額に国家公務員共済法で政令で定める補正率を参酌いたしまして、私学共済組合法の政令で定める比率を乗じた額とするということをお定めしたものでございます。これが第一項でございます。

第二項でございますが、施行日前に一度退職している人のその退職したときまで引き続いておる期間に係る標準給与の月額につきましては、これは退職前一年間におきます標準給与の月額の平均額に、これは国家公務員共済法でも同じでございますが、国家公務員等共済組合法が政令で定めます五年の換算率を参酌しまして、さらに先ほど申しました四条一項の補正率を掛けて得た額というふうに行うということでございます。

附則の四条の三項でございますが、これは一項、二項に定められておるもののほか、施行に必要なことを政令にゆだねるというような規定でございます。

○中西珠子君 それでは、現行法の年金の算定基礎について御説明いただけますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 現行法の給与の算定基礎でございますが、これはその第一義的な原則がまず退職前の一年間におきます標準給与の月額というところでございまして、標準給与の月額を計算の基礎とするということでございます。ただ、このほかに選択を認めておまして、もう一つの選択といえますのがこれは退職前三年間の標準給与の平均額ということでございます。それからもう一つの選択は、勤務の全期間の標準給与の月額というふうなことの三つでございます。これにつきましましてはいずれも厚生年金と違ひまして実額で行っているということでございます。

○中西珠子君 現行の三つの選択方法の中で退職前三年というところをおしやいましたが、その根拠になります法規はどこですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 平均標準給与の月額は、組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前三年間の各月における標準給

与の月額の合算額の三十六分の一というふうなところが、云々と書いてありまして、これは二十三条にそういう規定があるわけでございます。

○中西珠子君 ここがこの国会の衆議院の段階から物すごく問題になっておるところでございます。私学共済の方で一応推定の補正率で計算してごらんになったところが六万人の非常に不利な人が附則第四条一項というのから出てくるということでございますね。それで、これはそういう選択をなすのでございまして、よくいいますけれども、組合員の中で六万人も出てくる、これは六万人で終わらないで十万人になるかもしれない、もっと多くなるかもしれないという、不利な人が出てくるというところがわかっていながら選択として、要望としてお出しになったということなんでございまして、けれども、これは私学共済組合員の全員がこれを要望しているというところは考えられないし、またこの要望の基礎となるものとしては、給与の記録が全然ない者が三百十人いる。三百十人という

うことを大きな理由として、そしてまた国家公務員の共済組合員に準じるのだということでも、この選択をされたのでございまして、給与の記録も、この選択をされるに当たりましては年金制度検討委員会の方でこういう勧告をされたわけでございます。理事長にお伺いいたします。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど申し上げました年金制度検討委員会からそれは出てまいりまして、こつちを選択してもらいたい、こういうふうにしてもらいたい、五年平均からという方をとってもらいたいというのが出てまいりまして、それを私学共済内の運営審議会にも諮りまして、また各私学団体にもそれを回しまして御検討もいただいで、その結果要望をしたわけでございます。

○中西珠子君 そうすると、私学共済の内部から出てきた要望であるから、文部省の方からこうし方がよいと言われてやったということではないとはっきりとおっしゃれるわけですね。

○参考人(保坂榮一君) はい、さようでございます。

○中西珠子君 文部省は大変指導力が強力でいらつしやいますので、国民年金に基づく基礎年金を入れて公的年金制度は全部一元化するのだ、だから今の私学共済の財政状況は非常にいいけれどもこういうことをやらなければいけない、こう大変プレッシャーをおかけになったのではないかと私は実は疑惑を持たずにいられないような状況であつたのでございまして、今の理事長のお話で私学共済の内部からそういう要望が本当に出た、そして組合員もこれで全部納得しているということがはっきり明言できるとすればそれで結構なんですけれども、これで私学共済のあらゆる組合員は納得できる、納得もできるとお考えでいらつしやいますか、理事長。

○参考人(保坂榮一君) 先ほど申し上げました私学関係の団体、年金制度検討委員会から運営審議会からすべてかけて出しましたものでございまして、そして、これはそちらの制度を選択をさせていただいたものでございまして、この制度から出てきます結果はこれはやむを得ないものとして受けとめて全組合員の了承を得るつもりでおります。

○中西珠子君 みすみす私学共済の方の計算で六万人という不利な人ができるということがわかっていながら、補正率が出ていない段階だからもつとふえるかもしれないという段階でやむを得ないということでも済ませるのかどうかということが大変疑問なんですけれども、何とか不利になる人がなくなるような方法をとれないものでございませうか。これは文部省にお伺いいたします。

○国務大臣(松永光君) しばしば議論になっておるところでございますが、先生御承知のとおりこの年金制度については官民格差の是正、これはほとんど多くの国民の理解の得られる点だと思ひます。官民格差がなぜ起こっているのか。その一つが厚生年金の方は全期間の平均である。日本の給与体系は概して言えば最初が安くて三十度なり四十度なりの角度をもってだんだんだんだん上がつていくということでございますから、そこで退職前一年などというのが一番給与の低いときであ

る。国家公務員共済などいわゆる官の側は一番高いところで算定する。民間の厚生年金の方は全期間の平均でありますからそつちが低い。したがってそれが官民格差を招いていることの一つの要因になっております。で官民格差を是正をするのだ、制度間格差を是正するのだということになってまいりますという、純粹に理論的に言えば厚生年金と同じように全期間の平均というのが理論的には正しいのかもしれませんが、そうではありますけれども、もう一つは私学共済の場合になぜ問題が出てきたのかという、率直に言つて私どもは今になって六万人とか何とかという人が不利だから云々という話が出てくるのは、私学共済のためによかれという気持ちもあつて、純粹に理論的に言えば厚生年金と同じような全期間の方が正しいのかもしれないという気持ちはありましたけれども、しかし概して言へばやっぱり私学共済の場合も後の方が月給が高いと、一般的に言へば。特に私学の場合は公費による助成が始まつてから私立学校の教職員の給与もだんだんだんだんよくなつてきて、最近では国立学校の教職員とほぼ変わらないうような給与水準になつてきたということを見れば、五年補正方式の方が一般的に言へば私学共済の人々のためにプラスになるであらう。もつともこれは国家公務員とか地方公務員の場合には給与の上昇率等が大体似ていますわね。しかし私立学校は月給が高いまゝつと来ておる人がおつたり、低いまゝつと来ておる人もあるという例外はあるんでしょう。そういうことは例外的なものであつて、大部分からいへば国家公務員や地方公務員と同じように徐々に給与が上がつてきた。特に最近において国立学校の教職員と同じような給与水準になつたというのを考えれば、幸いにいいますか、重要事項については国家公務員共済に準ずるといふふうによつてまいりましたので、その点を取り上げて原則的に言へば有利になるであらうということもありまして、そこで現在提案申し上げているような方式を採用したわけでありす。同じ共済組合の中でございますか

らAという人にはこういう物差しですと、Bという人にはこういう物差しですと物差しを別々にすることは、これは公平の観点からいっていかげなものであるか、やはり計算方式、物差しというものは同じ共済組合の中では一つであることが公正であるというように今で現在御審議をお願いしているようなことにいたしましたわけでありす。

○中西珠子君　しかし、みすみす不利な人が出るということがわかつていますし、また改正後は一般的に言つて給付水準が下がるということでもありますので、今回の改正はそんなに急いでやる必要がどうしてあるのかということがなかなか理解に苦しむわけでございます。私立学校に勤務する教職員の対象とした相互扶助事業で、共済組合に入るという契約のもとに入つてきて掛金を払つてきた人たちであるし、また、目的としては私学の教職員の福利厚生を図つて、私立学校教育の振興に寄与するということが私学共済組合設立の目的としてうたつてあるわけですから、そして財政状況も私学の共済組合関係の方々の御努力によつて非常に健全な運営をしてきたわけですし、成熟度も低いわけですから、とにかく国共準じなければいけないとか、公的年金の一元化ということににじみの御旗のように掲げてやつていくということはどうも私学共済というものの独自性というものをもう少し考えてやつていいのではないかと、時間がなくなりましたので……。

というふうにはおつしやいましたけれども、私学の中でも慶應早稲田など六大学というのは厚生年金に加入しているわけですね、そういうところで、厚生年金加入の場合は六十五歳以上の在職者に対しては、組合員の資格を失はせることによつて老齢年金をフルに支給するということになつておりますから、この共済年金についても、そういう組合員資格を失はせることによつて、退職というものを条件にしないでやはり老齢年金というものをフルに支給するということですね、そういうことができないものか、老齢の共済年金をフルに支給するということができないか。そういうことを考えまないと、やはり人材確保の面から、私学間で年金における格差が非常にあるとまずいということにもなりますので、この点に關してはいかがでしようか。

○国務大臣(松永光君)　新しい制度におきましては、先生今おつしやいましたように低在老という新たな制度が設けられました、六十歳以上についてはその年金の一部が支給される、六十五歳を超えますという基礎年金部分が支給されるということになつてまいります。そこで、厚生年金に入つておる早稲田のようなことはできぬかという話でございますが、早稲田などの場合には、長期給付は厚生年金でやつておるわけでありすけれども、短期給付はまた国民健康保険何かなのでございましょう。私学共済の場合には、年金たる長期給付と医療等の短期給付を含めて一体の制度として相互扶助組織を生かしておるわけでございます。長期だけを切り離してやつていくということとはこれはちょっとできないことであるわけでありす。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

○吉川春子君　簡便でいいですよ。

えておりませんが、その点制度上は大きな改正になつておると理解しております。

○吉川春子君 サラリーマンの無業の妻以外の婦人について、今回の制度の改革は年金権の確立というふうに言えるんですか。

○政府委員(山内豊徳君) その点は二つござい

一つは、いわゆる遺族年金の取り扱いという点から、これはどうしてもお受けになる方が女性配偶者である場合が多いものですから、遺族年金がどうなつたかという点での問題が一つあると思ひます。これにつきましては、やはり、どういう状態の遺族でいらっしゃるかによって重点的に給付を改正したということで、例えば、お子さんのいらっしゃるらない、年代的にもお若い遺族の場合は、いわば今よりも給付水準を抑えたということがございます。

もう一つは、共働きのような方の場合、奥さんもお世帯で働いて保険料を掛けてきたのに、そういう世帯が無業の奥さんの世帯に比べて年金額がどうなつたかという点でございます。この点は、細かい点ではあれでしたら後ほどにいたしますが、基本的には、今回の改正の中で年金給付全体を適正なものにするという改正を主眼としたために、その結果、夫婦で受け取る年金が、共働きの方の場合に、あるいは独身の方の場合に今よりも抑えられたというところはございますが、これは私どもは、給付全体の適正化の結果であると、そのように御説明させていただきたいと思つております。

○吉川春子君 サラリーマンの無業の妻の年金権が確立されたという点について少し具体的に伺いたいんですけれども、サラリーマンの無業の妻においても今回の改正で非常に不利益を受けるんじゃないか、こういうふうには思ふわけですか。

それで、これは文部省に伺いますが、具体的に説明してほしいんですけれども、夫が私学共済に六十一年に加入して四十年間経過して、そして昭和百一年より年金を受け取るような場合を想定し

て、この人には国民年金に加入していない無業の妻がいるというふうにした場合に、保険料は現行制度と改正後でどうなるのか、それからまた、年金は現行制度と改正後でどうなるのか、この数字を教えてくださいませんか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生のお尋ねの件でございまして、年金制度は社会保険でございますし、特定の個人についてこういう掛金と給付とのバランスといふものは比べるということとは必ずしも適当ではないと考へられますし、また、こういう掛金自体が遺族年金や障害年金に振り向けられるというふうなことがありまして、私どもはこういう個別の試算はやってないわけでございます。

○吉川春子君 個別の試算でなくて、じゃあトータルで試算でもいいんですけれども、どうなりますか。

○政府委員(五十嵐耕一君) トータルで試算といふことは、私どもが申し上げております、年金財政の全体的な見通しといふものがトータルというふうになるのではなからうかと考へております。

○吉川春子君 通告してあるわけですからもつときちっと答えていただきたいんですけれども、四十年間加入した場合、無業の妻がいる場合に、現行制度と改正後と比べて掛金はどうか、年金はどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(五十嵐耕一君) 年金額につきましてお答えをさせていただきますが、勤続年数四十年といふものは私学共済の場合には比較的少ないものでございまして、平均的な給与実績といふものは、必ずしもこれが全体をあらわしているかどうかはわかりませんが、一応仮定をさせていただきますが、勤続年数四十年、それから退職前一年間の平均標準給与月額四十万、それから、全期間平均標準給与月額が二十七万四千円というところで試算してまいりますと、夫婦とも六十五歳以上の場合現行月額二十五万七千円、改正後十九

万九千円程度というふうになります。

なお、掛金につきましては、先ほど申しましたようなことで試算をさせていただきます。

○吉川春子君 今の金額で言いますと、率ほどの程度下がるんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 現行と対比いたしますと、先ほど申しましたように二十五万七千円が十九万九千円ということになりますので七七・二%ということになります。

○吉川春子君 四十年加入の場合に、現行の七七・二%に減少するということですが、先ほど申し上げました私のサンプルで言えば、これは一年間にざっと九十一万六千円の年金額が少なくなると、こういう計算になるわけですか。

は、サラリーマンの無業の妻にとつてもこれだけ年金額が減るというわけですからこれは大変なことで、無業の妻の年金権が保障された、老後が保障されたということにならないのではないかと思ふんですが、この点厚生大臣はどう考へて

○政府委員(山内豊徳君) ちょっと今の点お聞きいたしておりますが御趣旨があれでございますが、ただ四十年間被扶養配偶者であられれば、これは今回の改正で基礎年金に四十年分結びつくわけでございまして、五十九年価格で御自分の名義で六十五歳から月額五万円の基礎年金が保障される。仮に御主人の方に年金がございまして、妻の妻の分は先ほど大臣が申しましたように、妻の名義の基礎年金として支給されるという仕組みになっておるわけでございます。

○吉川春子君 これは無業の妻であつても現在国民年金に加入してはいる婦人の例をとればもつとその差は広がるわけで、時間の関係上数字は示せませんけれども、大変な年金収入のダウンになるというところは文部省の示した控え目な数字によつても明らかだというふうに思ふわけですか。

ところで、現行の私学共済には減額退職年金制度、それから勸奨退職者への十年繰り上げ支給の制度がありますけれども、これは何のために設け

られた制度ですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) この制度につきましては従来の経緯から申しますと、年金の給付の年齢自体が経過措置によりましてだんだん変わつてきたというふうなことがございまして、そういうものを考慮して減額退職年金を出しするといふようなことがございまして、それからもう一つは、勸奨退職のような方につきましては、その後の設計というものを考へてそういう減額退職年金を出してあるというふうなことにいたしております。

○吉川春子君 この二つの制度の恩恵を主として受けるのは男性ですか女性ですか。それから今回の制度が廃止されたという理由はどこにあるんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の点でございますが、これが男性か女性かといふ点についてはわかたに答えられない状況でございます。その点はちょっとお許し願ひたいんでございまして、今度の減額退職年金の扱いでございますが、減額退職年金は本来の支給開始年齢よりも早く年金が受給できるというものであります反面、逆に一回減額されまして生涯にわたつて減額された年金を受けることになるというところで、これからの高齢化社会を考へました場合に、老後の稼働能力を完全に喪失した段階で十分な保障が受けられないという問題がございまして、私どもも今回の改正におきましては年金を早期に支給することよりも、むしろ老齢に達したときに手厚い生活保障を行うことが必要であるという観点から今回の改正で減額退職年金を廃止することとしたわけでございます。

ただ、経過措置として、昭和十五年七月一日以前に生まれた方につきましては退職共済年金の繰り上げ支給の措置を講じておりまして、支給開始年齢の五歳前から減額率も現行と同じ一年当たり四%で年金を受給し得る道は開いております。

○吉川春子君 本人の選択によつてこういうものを受けるわけですから、今の御説明の点は当た

ないと思うんですけれども、数が少なかつたり、あるいは勸奨退職をされたりというのは女性の方が多いわけで、こういう点でむしろこういう制度は不十分な点は補充をすべきであって、今回廃止するということはやはり非常に婦人の年金確立という点を宣伝なさるという点からいってふさわしくないというふうに思うわけです。

無業の妻は保険料を支払わなくても年金が受け取れるということになっているわけですから、これも、この保険料は負担するのはだれですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 無業の妻の保険料につきましては、それを扶養しておりますが、だんなさんの中の掛金から支払われるということになります。

○吉川春子君 三分の一を国が負担して、あとの三分の二は御主人の方で負担する、こういうことですか。

○政府委員(山内豊徳君) 基礎年金の費用の負担のお尋ねでございますのでお答えしたいと思いますが、先ほどちょっと申し上げましたように、もちろん御主人の保険料ではございますが、まず共済組合なら共済組合のその保険料の負担料収入の中から一人頭幾らで負担していただくことになっております。その場合に、先生、今お話のように必要な額の三分の一はその制度に国庫負担がつくわけでございますから、必要な額の三分の二はその共済組合の保険料の労働折半の掛金の中からいただく、それに国が三分の一相当をつけ加えて基礎年金の費用に充てるといふ仕組みになっております。

○吉川春子君 すべての加入者の負担によって負担されるということなんですけれども、この無業の妻の年金権を国にかわって働く労働者が支えるわけですから、政府が無業の妻に保険料を支払わせないということにしたら理由は何でしょう。

○政府委員(山内豊徳君) これは社会保険のいわば基本といえますが、全体にもかかわることでございますが、例えば健康を対象としますと医療保

険、健康保険の場合は独身なり世帯を持った方でも同じような保険料で、ただ医療給付に関しては給付率の差はございますが、奥さんなり家族の分も支給される、そういう意味で私も今回の年金改革に当たって社会保険方式という大前提は変えないという、そういう対応で組んだために、社会保険制度の中から負担をしていただくという考えをとったわけでございます。

○吉川春子君 現在国民年金の保険料の滞納者、それから免除者はどのくらいいるんでしょうか。

○政府委員(山内豊徳君) これは後ほどもしあれでしたら数字は説明員から説明させていただきますが、大体全国平均で免除者が一七%、地域によつて違いますが、そういう数字でございます。

また、滞納者につきましては、実はそれ自身なかなか把握しにくい被保険者でございますが、従来検認率という形で我々が押さえておりますのが九十%でございますので、その残数がやはり滞納になって、後ほど追納なり納付があれば別でございますが、そのくらいの方が免除のほかにいらつしやるというふうに把握しております。

○吉川春子君 そうしますと、滞納者とそれから国保料の免除者を合わせると数百万という数字になるんですね。

○政府委員(山内豊徳君) 今申しました数字は、いわゆる本来の国民年金加入者を分母にした数字でございますので、任意加入の妻の方の数字はこれから外しますと、それだけで数百万にはならないかと思いますが、かなりの数になることは事実でございます。

○吉川春子君 無業の妻が保険料が払えないというふうなことも答弁の中でおっしゃっておられるわけですから、この免除者、滞納者、この相当数のこういう方々を放置しておくでしようか、それとも何か対策を講ずるんですか。

○政府委員(山内豊徳君) まず考え方の基本は、滞納者につきましてはやっぱりそういう方を極力なくすということ、これはいろんな意味で私ども厚生省なり社会保険庁として総力を挙げて取り

組んでいるつもりでございます。特に、滞納者そのものではございませんが、制度上の目が粗いために無年金者になりがちの方については、前回お認めいただいた国民年金法の改正におきましても例えば外国における期間を取り込むというようにすることもやりましたし、滞納自身につきましては、これは一言で言えばいかにきめ細かく市町村にお願いし、年金行政を突き詰めていくかということでございます。

免除者の場合は、実はこれはその期間給付の三分の一相当の国庫負担はつくわけでございますから、その点では最小限度、最低限度の年金保障を差し上げていくつもりでございますし、また十年間という期限つきではございますが、過去にさかのぼって追納もできるといふようなことで、そういう仕組みを組み合わせる今後の年金権の保障に万全を期したいと考えているところでございます。

○吉川春子君 サラリーマンの無業の妻の年金権を保障するという一方、こういうたくさんさんの国保料を納入できない人々も一方では放置されているわけで、しかも同時に、サラリーマンの無業の妻の年金権が本当に保障されているかという、今指摘したとおり、実際には受け取る年金額もトータルでかなり下がるし、決して妻の年金権の保障にはなっていないというふうに思うんです。時間には限られておりますので私はこの質問はこの程度にしておきたいと思っておりますけれども、いかにもサラリーマンの無業の妻を年金で優遇するかのよう

に宣伝してはいたしませんか、この考え方の底には、女性には働かないで家庭にいる方が得であるというふうな考え方を植えていく意図も潜まれているんじゃないかというふうに思いたいの、この中身になつていくわけですから、こういう点で私は、政府が婦人の年金権を保障するなどということは本当に宣伝文句だけで中身がないものだということを一言指摘して次の質問に移りたいと思っております。厚生大臣、結構でございます。

私学共済の組合員についてお伺いしたいんですけれども、教育基本法六条二項の後段には「教員の身分は尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」というふうなことが書いてありますが、今私立学校では講師の数が大変ふえているわけですから、ここで伺いたんですが、私立学校の講師はここに言う「教員」に当たるんですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 非常勤の教員もこの中に入ると思っております。

○吉川春子君 続いて文部大臣にお伺いしたいのは、私学における講師の果たしている役割についてどのように評価なさっておりますでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 講師は講師として私学の教育に従事をしていただいておりますわけでありまして、教育者として貢献していらっしゃるというふうに思っています。

○吉川春子君 私学の講師が私学共済にどの程度加入しているのかという点なんですけれども、この実態はつかんでおられるんでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私どもは私学の講師とかそういうことではなくて、御存じのとおり私学共済組合の組合員といふのは私学共済組合法の十四条に規定がございまして、そこでは、学校法人等に使用され、かつ給与を受ける者であり、専任でない者、臨時に使用される者、常時勤務に服しない者を除いた者であるということでございます。具体的には、私どもは、私どもは三カ月以上常勤的な勤務についていられる方につきましては常時勤務に服する者とみなしまして組合員資格を与えようという措置をとっております。それ以上、それが講師であるとか、そういうことについての特別な区分は持っておりません。

○吉川春子君 私学の実情として大変講師の数が多くなつてから、こういう方々が本当に私学共済なりその他の社会保険に加入してそういう適正な身分の保障を受けるのかどうかという点、これは文部省がつかめないのかどうかという点に無責任ではないかというふうに思うわけ

す。これはぜひ積極的につかんでいただいて、漏れなくそういう適用が受けられるように行政指導もしていただきたいというふうに思うわけです。今おっしゃいました組合員の資格の十四条の問題なんですけれども、この中で、ある私学では嘱託職員及び非常勤職員の雇用期間は一カ年未満とするというふうにして、嘱託職員及び非常勤職員は私学共済その他の労働関係保険に入れないとしている。これは十四条の二号に該当するんだと思いますが、このことについてはどうしますとこの十四条の趣旨には沿わないものと言えるわけですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) お尋ねの件につきましては今初めて伺いましたものでございますから、実態をまだ把握する段階に至っておりませんので、個別のものとしてはちょっと申し上げかねるわけでございます。ただ一般的には組合員の取得に関する取り扱いでございますが、先ほど申しましたように二カ月以上の雇用関係を要して常時勤務に服することとみなされる者については組合員とすることとしておりまして、そのことにつきましては私どもとしても私学共済組合におかれましては十分趣旨を徹底するように各学校を御指導なさっておりますし、私どもも関係課長会議その他でこういう趣旨につきましてはよく趣旨が徹底するように申し上げている次第でございます。

○吉川春子君 重ねて伺いますが、この十四条というのは、例えば厚生年金などで臨時に雇用された者でも二カ月以上は保険の適用があるんだという規定と比べてこちらの方が不利になっているという点ではなくて、厚生年金の保険の規定と同じように解釈していいんだと、こういうことですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 私学共済法は、一般的に申しますと給付につきましては私学の教職員が公教育に果たしている役割にかんがみまして、国公立学校の教職員に倣った給付を行っているわけでございますが、その給与及び資格の得喪につ

きましては個々の学校における給与制度の内容及び雇用の条件、実態が公立学校におきましますときとちがった整い方がなっていないものでございまして、むしろ厚生年金保険法等に倣いまして、給与につきましても従来から標準給与制をとっておりまして、資格の得喪につきましてもこれらの健康保険法とかあるいは厚生年金保険法とか、そういう法律に規定します二カ月以上の勤務者というふうな物差しを使いまして、これで常時勤務するかどうかの判断をしているということでございます。

○吉川春子君 現に講師を全般的に労働関係保険に加入させない、私学共済に加入させないという規則を持っている私学があるわけですから、こういうものについてもよく実情をお調べになって、そして文部省の方で本当にしっかりと行政指導をしていただきたい。そうでなければ、たくさんいる講師の方々の生活も老後の保障も守られない、こういうことになるわけです。

それからもう一つ、最後にお伺いしたいのですが、私どもが六月に私学共済法の審議の中でお伺いしました名古屋の臨探教員の件なんですけれども、その後文部省などの行政指導もあつたんでしょ、か。一歩前進はしたのですが、名古屋においては資格確認はおいたものの来年度から実際に適用されるかどうか今の時点でははっきりしていないという状況があるというふうに、私、報告を受けています。文部省として把握しておられることがあつたら御報告いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 前のたしか先生の講話は六月十一日のことでございますでしょうか。○吉川春子君 関係があるということなんです。社会保険に適用させるかどうかという問題でいいです。

○政府委員(五十嵐耕一君) この前のときにはたしか一般的な御議論があつたというふうに理解しておりますが、そういうことにつきましても先ほど申しましたようなことで私どもは指導してい

るというようにございまして。

○吉川春子君 一般的な議論の中で、臨探の講師についても社会保険の適用があるんだということについて文部省も答えになったわけですね。そのことについて、愛知県の方で資格があるというふうに確認はしたのですけれども、それについて今度予算を市に負担させるか県に負担させるかというところで結論が出ていないようで、このままいくと来年度四月からの適用というものが危ぶまれる状況なわけなんですけれども、そのことについてはちょっと質問通告もしてあるんですが、どうなっているかわかりませんか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 今の先生のお話は名古屋市立学校の話でございますが、これは私立ではなくて公立の方だと思ひますが、名古屋の市立学校の臨時教員に關しましては社会保険の適用問題でございますが、これは愛知県の方に問ひ合はせてあります。臨時講師の社会保険の適用問題については、公立学校共済組合に加入してない臨時講師は現行制度上見ると社会保険を適用するものと考へてゐる、この問題については現在検討中なので今年度中には結論を出したい旨の答弁を行ったというのを私も聞いております。

○吉川春子君 それは、そうしますとことしじゅうに答弁をいただいで、来年の四月からきちんと確認どおりに加入できる、適用される、こういうふうな理解してよろしいわけですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 基本的にはこの問題は県あるいは名古屋市の市において処理すべきお話だと思ひますので、具体的には第一次責任者といひますのはここにございまして愛知県の教育長さんであるということだと思ひます。私どもとしては、公立学校の臨時職員につきましても任用期間が二カ月以上ある者については厚生年金保険あるいは健康保険が適用されるということはこの前の答弁から申し上げている次第でございますが、この点につきましては私どもも一般的な指導といたしまして本年度の予算、人事、施設主管課長会議等におきましても指導しているわけ

でございます。そういうことについての指導を引き続きやっております。これが当該年度において行われるかどうかにつきましては、基本的にはこの答弁を持ちました県の教育長さんが御責任を持つことであると私どもは理解しております。

○吉川春子君 文部省がそういうふうな答弁なさつて、また県の方もそういう資格があるというふうな認識の問題について予算の負担の問題で県と市がキャッチボールをしているというふうな状態で、非常にその犠牲になっているのは臨探の講師の先生方ですね。だからそういう点について文部省は法律の趣旨に沿って適切な行政指導をしていただきたい、このことをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 一般的には、公立学校の教職員につきましても通常は給与を負担している方が任命権者というふうになってはいるわけでございますが、政令指定都市の場合には給与の負担者が、任命権者が市というふうな点で分かれています。そういうところがございまして、その取り扱いについては若干検討すべき面があるのではないかと、いうことがありまして、この点も含めまして私どもとしては県当局とも十分お話をしながら適切なことが行われるように努力してまいりたいというふうな思ひでございます。

○吉川春子君 これで時間がないので終わりますが、私学共済の問題についてもいろいろ改善すべき点が多いのに、そういうところにはメスを入れずに負担を増加させるという方向でのみ今度の大改革が行われつつあるということについて私たちはこれはとても容認できないということを一言申し上げて、終わります。

○岡嘉彦君 皆さんお疲れのようでございますが、できるだけ重複質問を避けまして一つだけ質問したいと思ひます。

それは補正率の問題ですが、もし私の理解が間違っているといけませんので確認しておきたいのですけれども、算定基礎給与につきまして、厚生

年金の方は在職全期間の標準報酬月額額の平均です。今度の改正共済組合の方は、できるだけ官民格差をなくするために、本来であれば全在職期間の平均をとった方がいいのだけれども、国家公務員については過去の給与記録がない、私学の方でも三百十人しか記録のない人たちがいるので、したがって施行日前の期間については施行の日よりも過去にさかのぼって五年間の平均標準月額を適用するわけですが、それは一般的に言うとき非常に全体の平均よりも多いから、それがある一定係数を掛けてそしてそれをできるだけ実際の給与の平均に近づけるために補正率というのをつくられるわけですね。それは間違いないと思います。

○政府委員(五十嵐耕一君) 先生のおっしゃる通りでございます。ただ、補正率自体は平均値で用いますのでございますから、例えば十五年勤務した場合にどのような補正率を設けるかということは一義的に決めていくということでございます。

○関嘉彦君 この補正率の決め方はえこひいきがないように一律のものでなくてはならないと思うのですけれども、それで宮國参考人にもっとお伺いしますけれども、「五十年給与からの全期間平均給与の推計例」という資料をいただきましたが、この別紙の方に仮に補正率を出しておられます。この補正率の出し方は、全期間平均、つまり加入年数に応じた給与指数の累積指数、足し合わせた累積指数を当該加入年数で割ったもの、それから五年平均の方は、加入年数に応じた給与指数の直前の五年間の累積指数を五で割ったもので、その全期間のものを五年平均の指数で割ったものを補正率として仮に出しておられるわけですね。それは間違いないですね。

○参考人(宮國三善君) その指数の下のところについてある説明で、先生が先ほどお読みになったとおりでございます。

○関嘉彦君 これは単純平均で出しておられるわけですね。

それで、例えば大体国家公務員なんかそうだろうと思いますけれども、毎年毎年平均してずつと上がってきている人たちに對してはその補正率の出し方は非常に合理的であろうと思うのです。しかし私学の場合はいろいろの特殊例があるわけですね。この補正率以外に私学共済組合の方で何か別な補正率、例えばある期間に加重平均をするとか、そういったふうな補正率を計算されたことはございますか。

○参考人(宮國三善君) 私ども、法案の立案の段階でおよそ公務員については大体一本の線で昇給曲線を描いていくというふうなことを聞いておりましたので、具体的な率はわかりませんでしたけれども、公務員の俸給表に類するような経験年数別の各一人当たりの平均給与を出して一本の線で処理できるようにどうしても平均値をとらざるを得ない。大変いろんな給与のとり方がございまして、いづれをとっても平均以外に実態に即して細かにやるという方法が見つかりませんで、現在のようになんか独自の方式以外になかろうというふうな考え方とつたわけでございます。

○関嘉彦君 文部省の方にお尋ねしますけれども、文部省の方では私学共済に適用する補正率として国家公務員に適用される補正率を準用される、その考え方ですか。それ以外に例えば私学は、先ほどから話がありましたように、過去においては比較的給与が低かったけれども過去五年間には比較的高いとか、あるいは逆に今度は公立あたりから移ってこれた方は低いということなんかもあるわけですが、別の補正率を検討されるわけですか。

○政府委員(五十嵐耕一君) 法律案の附則の四条に書いてございますのは、国家公務員共済組合における補正率の算出方法を参酌して定めるといふことになっておりますので、そのまゝ一義的に使うということではございません。そういう意味におきましては、私学の昇給曲線というのが国家公務員と違うものであるとすれば、それはそれなり

の掛け方はあると思います。それなりの補正率の定め方があり得るということでございます。その方が、ただ先生に御理解いただきたいのは、国家公務員の場合におきましては補正率は連続して一本のものとして線を引いていくわけでございます。それと同じように私立学校共済組合につきましても連続して一本の線を引いていって、それで過去にさかのぼった年数に応じて補正率を一義的に決めていくという限界はあるということでございます。

○関嘉彦君 確認しておきたいんですけれども、補正率が一本でないといけないということとはよくわかりません。しかし、国家公務員の補正率をそのまま使うということではないわけですね。

○政府委員(五十嵐耕一君) 国家公務員の補正率の算出方法を参酌して定めるといふことでございまして、そのまゝということではございません。

○関嘉彦君 その場合に私学の共済組合の特殊性を十分考慮してやっていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

○委員長(林寛子君) 本日の質疑はこの程度といたします。

○委員長(林寛子君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について内閣委員会に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について地方行政委員会に、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案について農林水産委員会に、それぞれ連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林寛子君) 次に、連合審査会の受諾についてお諮りいたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案について、内閣委員会、地方行政委員会及び農林水産委員会から連合審査会開会の申し入れがあった場合には、これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十五分散会

十二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。
3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(日曜日にあたる日及び前項に規定する休日にあたる日を除く)は、休日とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

十二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

（第一〇一四号）（第一〇一五号）（第一〇五三

号）（第一〇五四号）

一、学生寮の充実・発展に関する請願（第一〇五五号）

一、義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第一〇五八号）（第一〇五九号）

第一〇一四号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市大東二ノ二九ノ一〇

西村充江 外十九名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇一五号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県蕨市中央一ノ一七ノ五二ノ

四一五 西尾啓子 外十九名

紹介議員 多田 省吾君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇五三号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県蓮田市関山三ノ九ノ二七

佐伯好美 外二十一

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇五四号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市四谷二ノ一〇ノ六ノ

二〇一 福井晶子 外十九名

紹介議員 和田 教美君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇五五号 昭和六十年十二月九日受理

学生寮の充実・発展に関する請願

請願者 宮城県仙台市鹿野二ノ一九ノ五

笠原哲一郎 外百六十八名

紹介議員 高木健太郎君

この請願の趣旨は、第五二六号と同じである。

第一〇五八号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（二通）

請願者 千葉県柏市豊四季台二ノ一ノ三九

ノ五〇一 小澤和喜 外六十九名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

第一〇五九号 昭和六十年十二月九日受理

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市岩槻一五三ノ七 五

反淳一郎 外四十名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第五〇五号と同じである。

昭和六十年十二月二十五日印刷

昭和六十年十二月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局